

第6次下松市男女共同参画プラン
ブライト 21 プラン
〔素案〕

令和6(2024)年3月
下松市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 -----	2
2 計画の位置付け -----	2
3 計画の期間 -----	3
4 計画の策定体制 -----	3

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢等の変化 -----	5
(1)人口と世帯の推移 -----	5
(2)少子高齢化の進行 -----	7
(3)15歳～49歳女性人口の推移 -----	8
(4)コロナ下の女性への影響 -----	9
(5)就労の状況 -----	11
(6)下松市男女共同参画に関する意識調査の結果 -----	12
2 国・県・市の主な動き -----	14
(1)国の動き -----	14
(2)県の動き -----	17
(3)市の動き -----	18
3 第5次下松市男女共同参画プラン 成果指標の動向 -----	20

第3章 基本的な考え方

1 計画の目指すもの -----	27
2 計画の構成 -----	28
3 計画の体系 -----	29

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり -----	31
重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ---	32
重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 -----	37
重点項目3 地域における男女共同参画の推進 -----	45
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 -----	50
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成 -----	51
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 -----	59

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり-----	64
重点項目6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶 -----	65
重点項目7 みんなが安心して暮らせる社会づくり -----	75
重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援 -----	78
重点項目9 男女共同参画の視点に立った地域防災 -----	81

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備 -----	84
2 下松市男女共同参画推進審議会 -----	84
3 国・県等との連携、市民や事業者等との協働 -----	84
4 指標一覧 -----	85
5 具体的施策所管課一覧 -----	89

資料編

関係法令等 -----	95
-------------	----

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「下松市男女共同参画プラン～ブライト21プラン～」(平成11(1999)年3月策定、平成16(2004)年3月改定、平成21(2009)年8月改定、平成26(2014)年3月、平成31(2019)年3月改定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向け幅広い分野にわたる施策の推進に、関係機関・団体、事業者と取り組んできました。

さらに、第4次プラン(平成26(2014)年策定)からは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の市町村基本計画、第5次プランからは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の「市町村推進計画」にも位置付け、これらの施策も積極的に推進しています。

これまでの取組により、固定的な性別役割分担意識等は少しずつ改善の傾向がみられるものの、男女の地位については多くの分野で不平等感が強く、また、社会における意思決定の場への女性の参画はいまだ低い状況にあるなど、解決すべき課題も多く存在していることがうかがえます。

また、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態の変化、新型コロナウイルス感染症による影響、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)成立など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等の変化が生じていることから、今回「第6次下松市男女共同参画プラン～ブライト21プラン～」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を含みます。

国・県の基本計画を踏まえ、「第5次下松市男女共同参画プラン」の理念を引き継ぎ、上位計画である「下松市総合計画」や関連計画との整合性を図り策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

	平成31 (2019) 年度	令和 (2020) 2年度	令和 (2021) 3年度	令和 (2022) 4年度	令和 (2023) 5年度	令和 (2024) 6年度	令和 (2025) 7年度	令和 (2026) 8年度	令和 (2027) 9年度	令和 (2028) 10年度
国			令和3年度～令和7年度 第5次男女共同参画基本計画							
山口県			令和3年度～令和7年度 第5次山口県男女共同参画基本計画							
下松市	平成31年度～令和5年度 第5次下松市男女共同参画プラン					令和6年度～令和9年度 第6次下松市男女共同参画プラン				

4 計画の策定体制

(1) 下松市男女共同参画に関する意識調査

本プラン策定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労等に関する意識・実態等を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として市民意識調査、事業所調査を行いました。

【市民調査】

調査対象: 市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した1,000人

調査方法: 郵送法・無記名方式

調査期間: 令和4(2022)年11月24日～12月14日

有効回収数: 428票 回収率 42.8%

【事業所調査】

調査対象: 下松市内に住所を有する事業所 150事業所

調査方法: 郵送法・無記名方式

調査期間: 令和4(2022)年12月6日～12月26日

有効回収数: 69票 回収率 46.0%

(2) 本プランの策定にあたっては、各団体の代表や民間事業所及び経済団体に所属する委員等で構成する「下松市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項に関する審議を行いました。

第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢等の変化

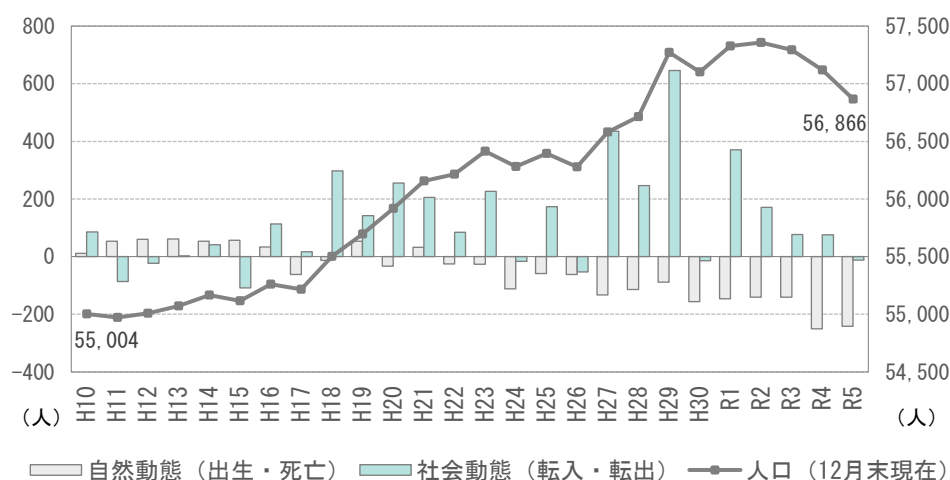
(1)人口と世帯の推移

これまで、本市の人口は、全国の自治体の人口が減少し始めた平成20(2008)年以降も増加し続けていました。

しかし、令和4(2022)年に入り、団塊の世代の高齢化とともに死亡者数が増加し、出生数がほぼ横ばい・減少の中で自然減の減少幅が大きくなりました。さらに、令和4(2022)年12月からは社会動態も大きく減少し、これまで自然減を社会増で補っていた構図が崩れ、令和5(2023)年3月には57,000人を割る状況となっています。

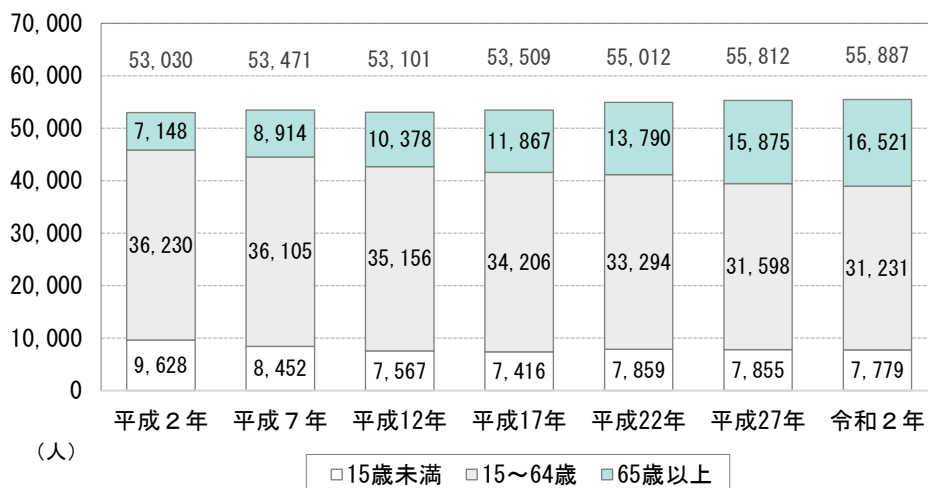
また、1世帯あたりの平均人員は減少傾向で、単独世帯が増加するなど家族形態が変化しており、総世帯数は増加しています。

人口・人口動態の推移



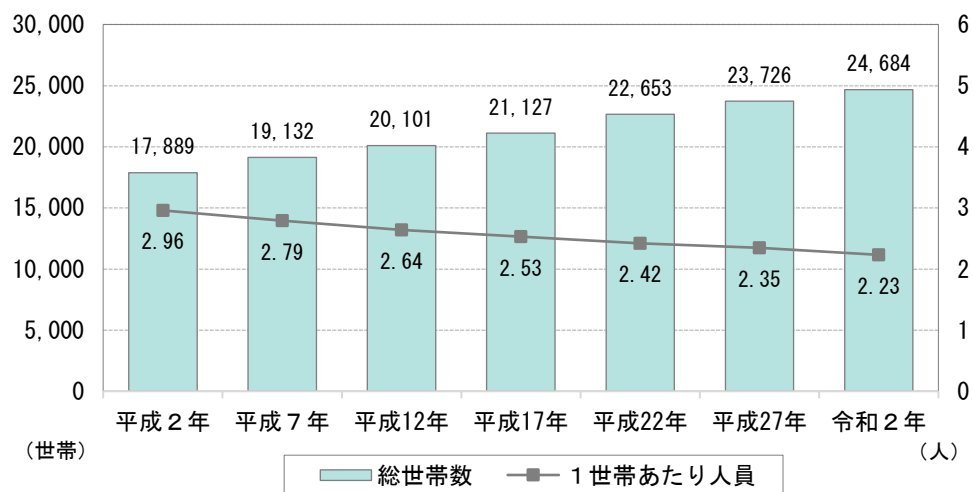
資料：下松市住民基本台帳

年齢3区分別人口の推移



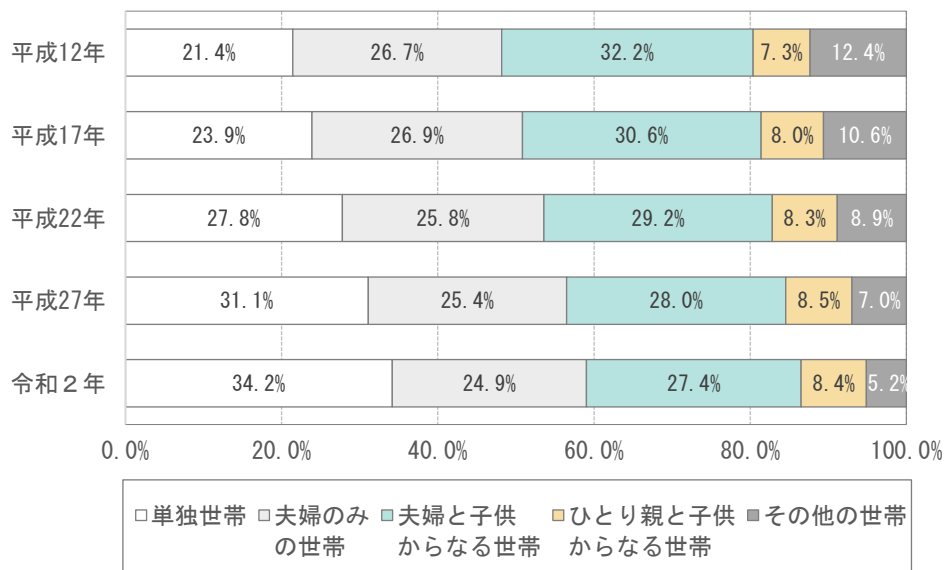
資料：国勢調査

世帯数と世帯人員の推移



資料: 国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移



資料: 国勢調査

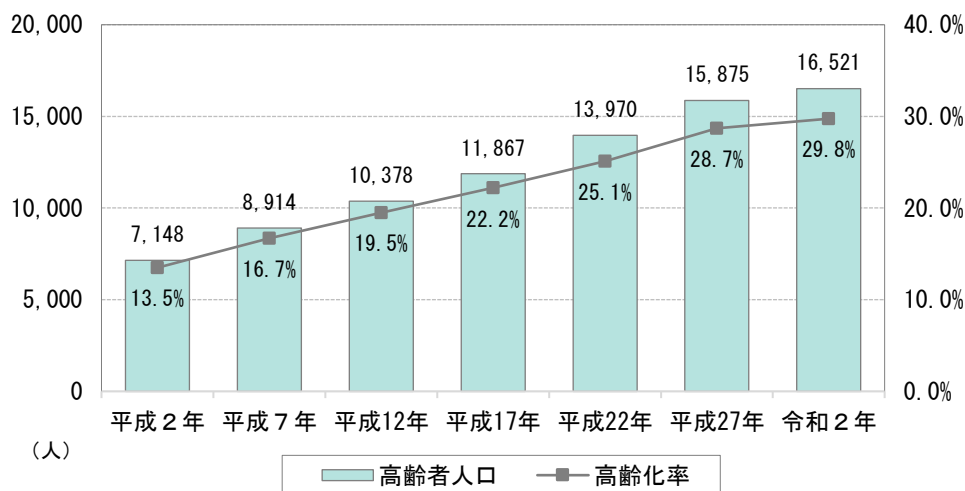
(2) 少子高齢化の進行

本市の65歳以上の高齢人口は引き続き増加傾向を示しており、平成27(2015)年の15,875人(高齢化率:28.7%)から令和2(2020)年は16,521人(29.8%)となり、更に高齢化が進んでいます。

反面0歳～14歳の年少人口は、近年の人口流入により、少子化の進行がやや抑制されていますが、平成2(1990)年以降減少傾向にあり、今後一層少子高齢化が進行すると予測されています。

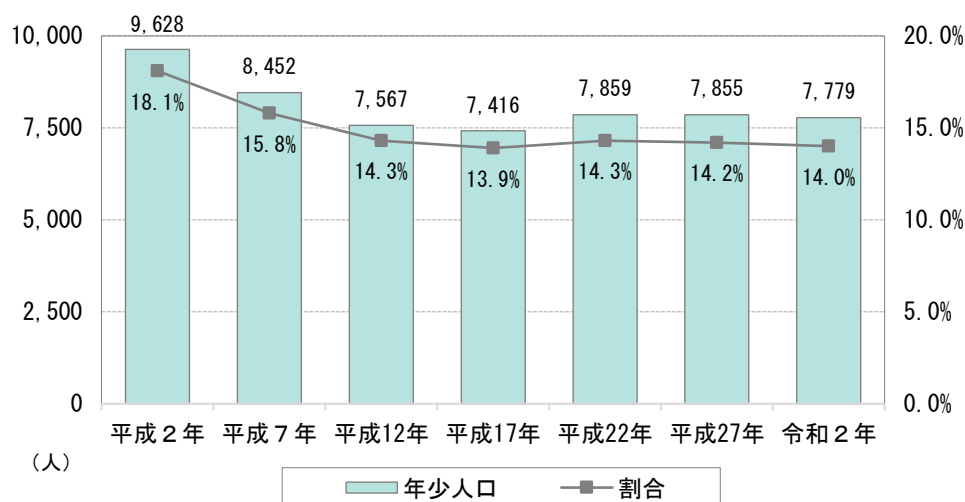
合計特殊出生率は回復傾向にありますが、出生数はやや減少しています。

高齢者人口(65歳以上)・高齢化率の推移



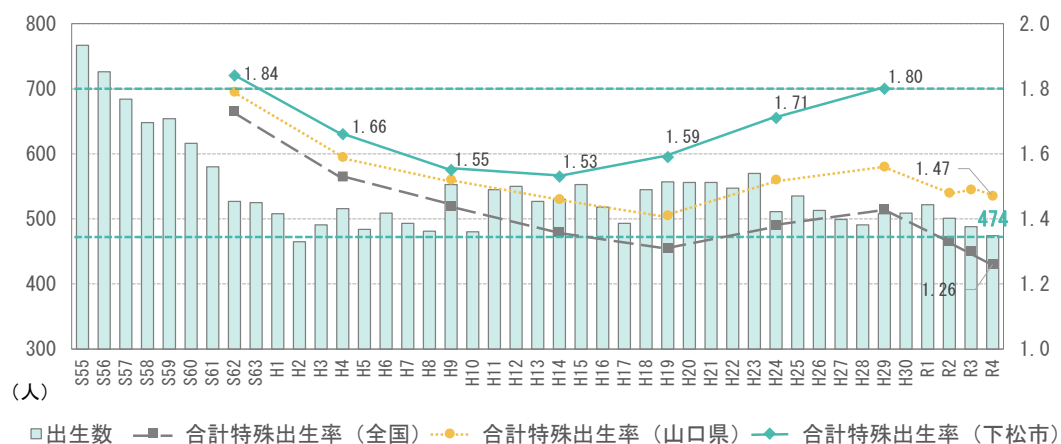
資料: 国勢調査

年少人口(0～14歳)・割合の推移



資料: 国勢調査

出生数・合計特殊出生率の推移

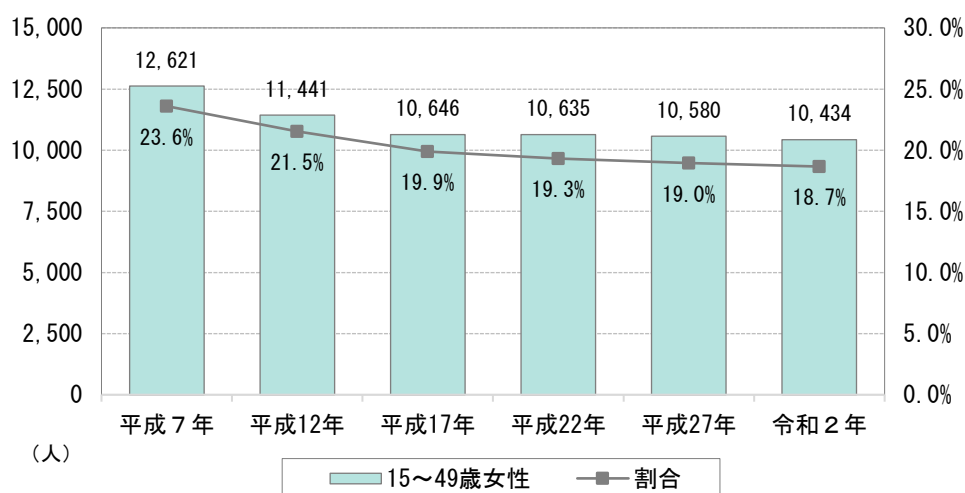


資料:統計くだまつ、人口動態保健所・市区町村別統計

(3)15 歳～49 歳女性人口の推移

本市の15～49歳の女性の人口は減少傾向にあり、令和2(2022)年には10,434人(18.7%)となっています。

15 歳～49 歳女性人口・割合の推移



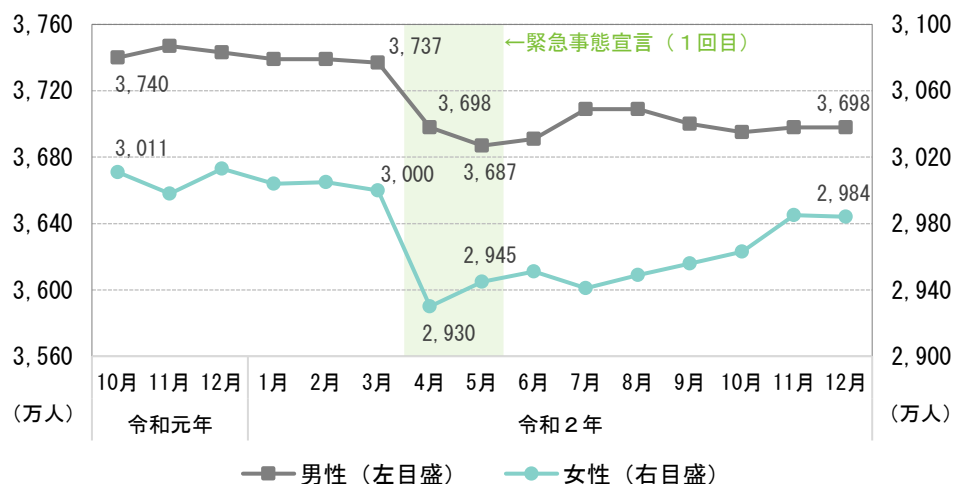
資料:国勢調査

(4) コロナ下の女性への影響

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしました。外出自粛や休業などによる生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力が全国的に増加・深刻化しました。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業などへの影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭も増加したと言われています。さらに、女性のうち、特に若年女性や女子高校生の自殺が増加したほか、子育てや介護などの負担増加も生じました。こうした状況を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられます。職種や業種によっては困難な場合がありますが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態の推進に今後も取り組んでいく必要があります。

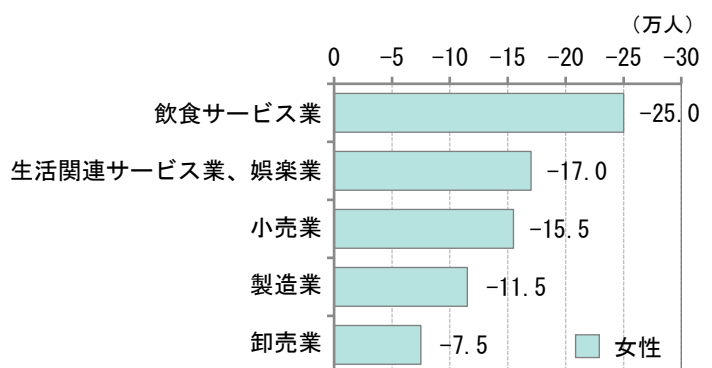
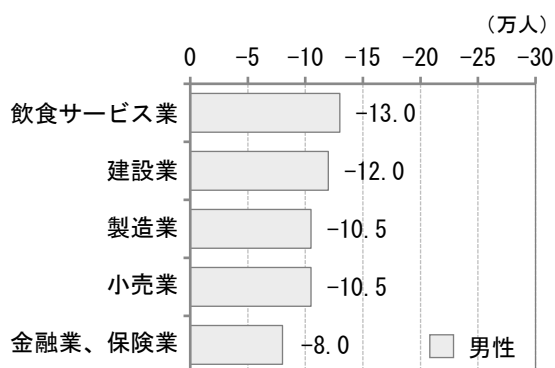
就業者数の推移(全国)



資料:労働力調査 ※季節調整値

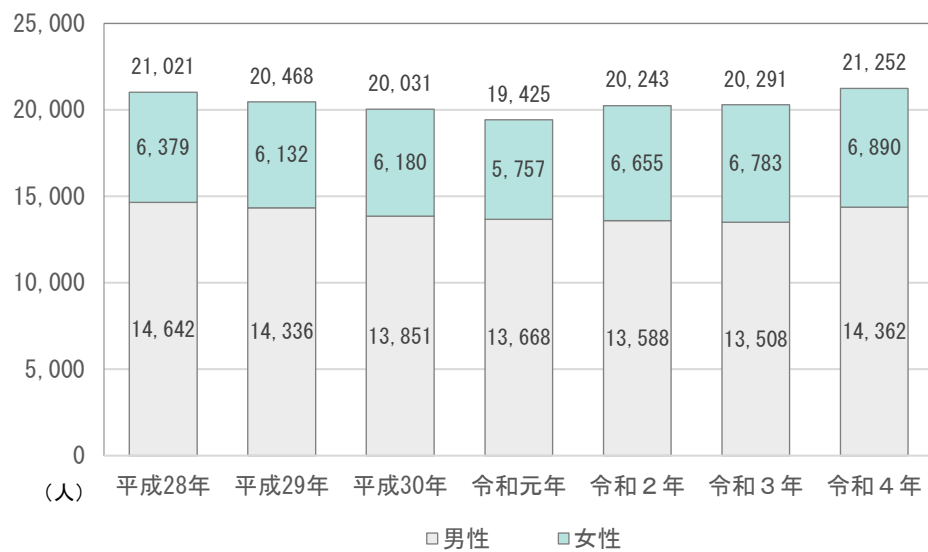
緊急事態宣言中の産業別就業者数の前年同月差(全国)

<令和2(2020)年4～5月の同年同月差の一月当たり平均(減少幅の大きい産業 上位5項目)>



資料:労働力調査 ※原数値

自殺者数の推移(全国)



資料:人口動態統計

感染拡大前と拡大後の自殺者数の比較(全国)

性別	年齢	同居人	感染拡大前 5 年平均		令和 2 年		増減数		増減率	
			有職	無職	有職	無職	有職	無職	有職	無職
女性	～19歳	あり	13	162	19	266	6	104	46.2%	64.6%
		なし	4	11	10	13	6	2	150.0%	14.0%
	20～29歳	あり	152	258	248	292	96	34	62.9%	13.2%
		なし	97	93	161	123	64	30	66.7%	31.7%
	30～39歳	あり	190	369	224	346	34	-23	17.9%	-6.3%
		なし	69	80	100	82	31	2	45.3%	2.0%
	40～49歳	あり	246	542	311	569	65	27	26.6%	4.9%
		なし	66	138	81	124	15	-14	22.4%	-10.1%
	50～59歳	あり	213	569	267	580	54	11	25.4%	1.9%
		なし	56	157	63	136	7	-21	13.3%	-13.6%
	60～69歳	あり	106	675	112	590	6	-85	6.1%	-12.6%
		なし	33	223	32	189	-1	-34	-3.6%	-15.4%
	70～79歳	あり	46	719	47	697	1	-22	2.6%	-3.1%
		なし	15	325	20	347	5	22	31.6%	6.8%
	80歳～	あり	12	608	9	529	-3	-79	-26.2%	-13.1%
		なし	3	325	2	358	-1	33	-37.5%	10.2%
全年代	あり	977	3,903	1,237	3,869	260	-34	26.6%	-0.9%	
	なし	343	1,354	469	1,372	126	18	36.8%	1.3%	
総数			6,577		6,947		370		5.6%	

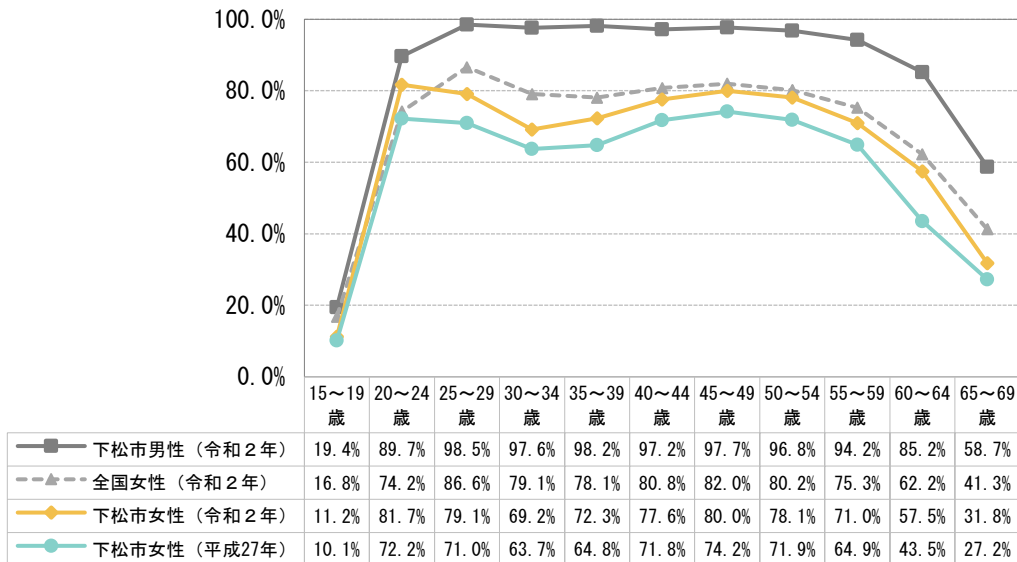
資料:令和4年版自殺対策白書

(5)就労の状況

本市の年齢階級別労働力率※¹ をみると、女性は出産・育児期にあたる 30 歳代で低く、M字カーブ※² を描いています。平成 27(2015)年と令和2(2020)年の女性の労働力率を比較すると、女性全体では高くなっていますが、谷の部分にあたる 30～34 歳女性ではあまり変化がみられず、全国と比較してカーブの谷が深い傾向にあります。

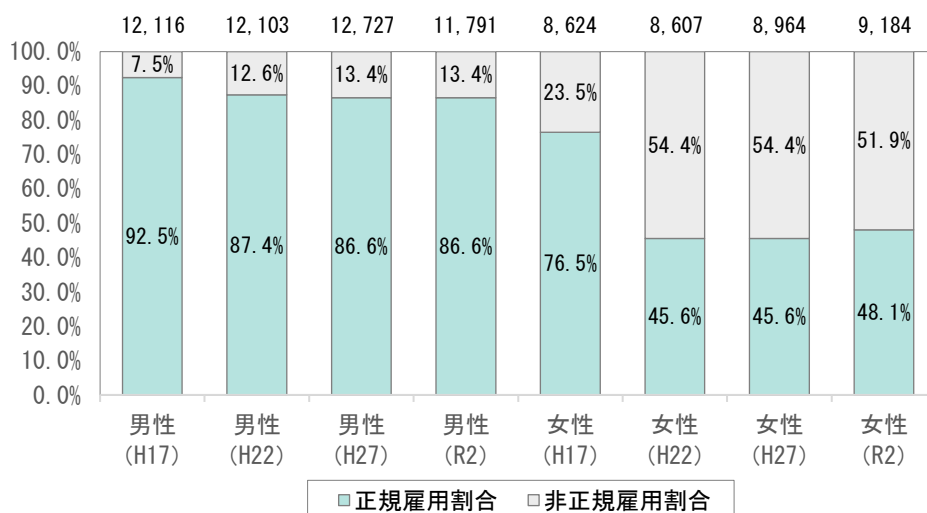
就業形態では、平成 22(2010)年以降女性は非正規雇用が過半数を超える状況となっています。

年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

男女別正規・非正規雇用の割合



資料：国勢調査

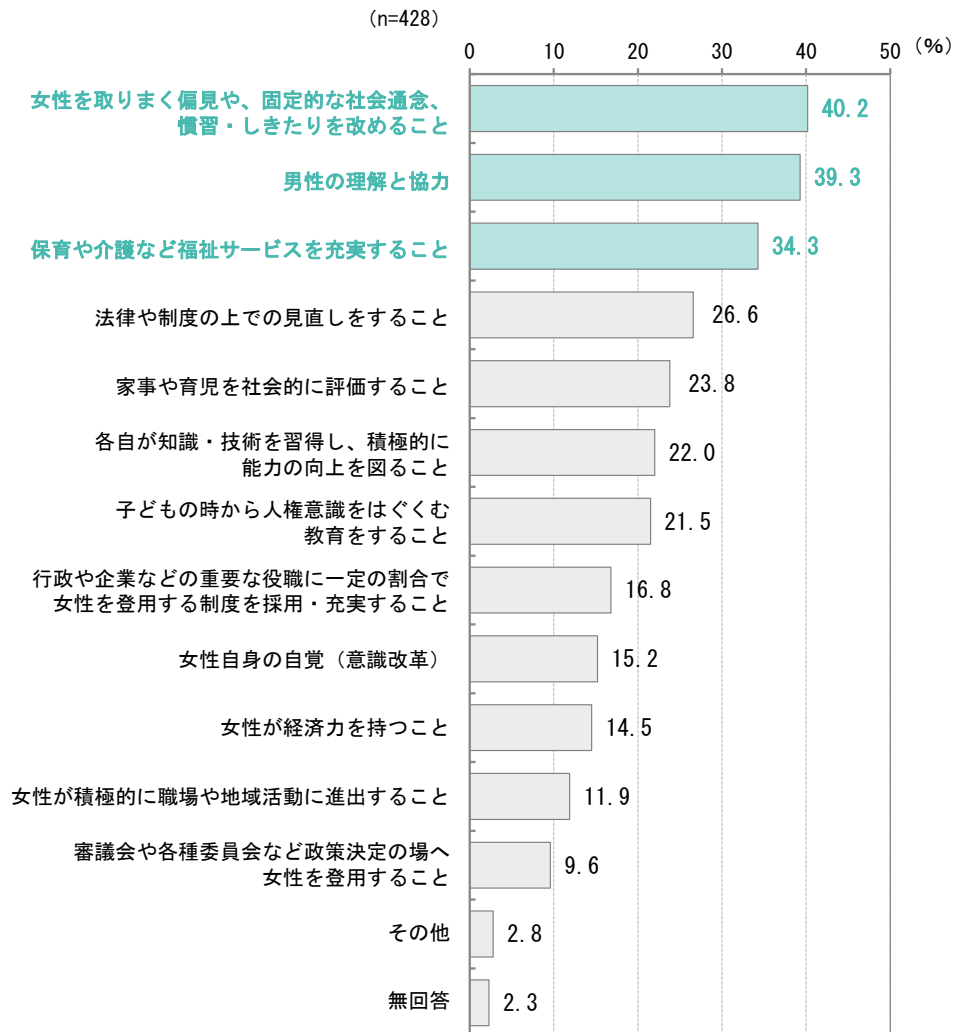
※¹ 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（就業中及び求職中の人口）の割合。

※² M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代と 40 歳代が山になるアルファベットのMのような形となること。結婚・出産で退職し、子育て後に再就職をする女性が多いことを表している。

(6)下松市男女共同参画に関する意識調査の結果

市民意識調査の結果では、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要なことについて、「女性を取りまく偏見や、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が 40.2%と最も高く、次いで「男性の理解と協力」「保育や介護など福祉サービスを充実すること」などの順となっています。

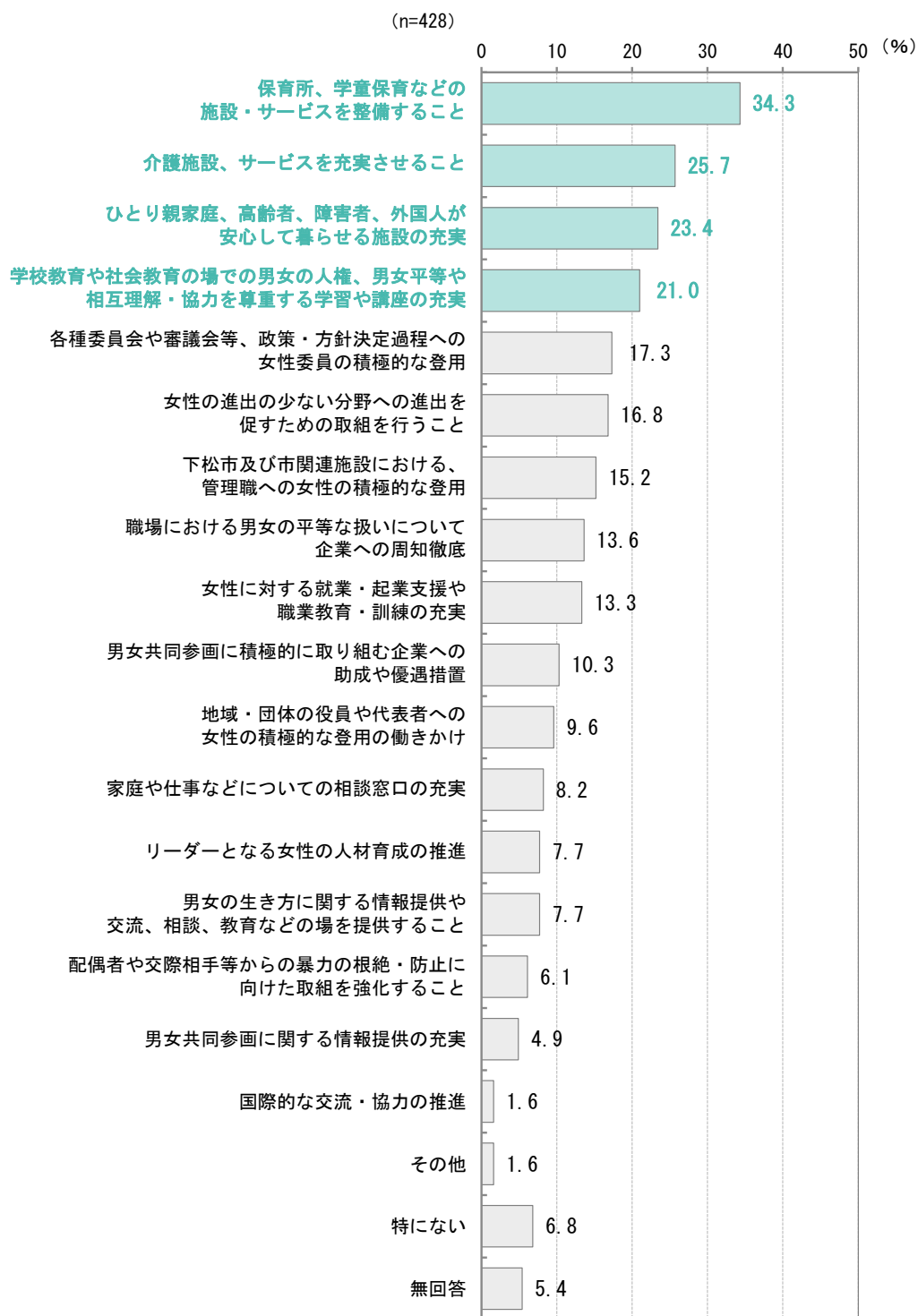
男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要なこと



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画社会を実現するために下松市に対して望むことについては、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」が 34.3%と最も高く、次いで「介護施設、サービスを充実させること」(25.7%)、「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施設の充実」(23.4%)、「学校教育や社会教育の場での男女の人権、男女平等や相互理解・協力を尊重する学習や講座の充実」(21.0%)などの順となっています。

男女共同参画社会を実現するために下松市に対して望むこと



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

2 国・県・市の主な動き

平成 31(2019)年3月の第5次下松市男女共同参画プラン策定以降、国・県・市において次のように男女共同参画に関する取組が推進されました。

(1)国の動き

①「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務付けを常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元(2019)年5月に成立し、令和2(2020)年4月から施行されました(一般事業主行動計画策定の対象企業の拡大については令和4(2022)年4月施行)。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3(2021)年6月に一部改正され、政党は候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策等に自主的に取り組むよう努めるものとされました。また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応をはじめとする、環境整備等の施策の強化を図るものとしています。

③「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31(2019)年4月から施行されました(中小企業の時間外労働の上限設定は、令和2(2020)年4月施行)。

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2(2020)年4月から施行されました(中小企業は、令和3(2021)年4月施行)。

④「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けが定められた「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2(2020)年6月に一部施行されました。令和 4(2022)年 4 月には、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置について義務化されています。

また、「育児・介護休業法」については、令和(2022)年 4 月に企業側の環境整備や取得希望者への個別周知の義務化、10 月に「産後パパ休暇」の開始など、男性の育児休業取得を大幅に推進する改正が行われました。

⑤「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2(2020)年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。令和5(2023)年5月には、保護命令の対象を精神的被害に拡大することや、保護命令違反に対する罰則を強化することなどを盛り込んだ改正法が成立しました(令和6(2024)年4月施行)。

⑥「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和5(2023)年6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、不同意性交等罪と不同意わいせつ罪として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状況における性行為は犯罪であることが明記されました。また、13歳未満の子どもに加え、13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合にも処罰対象となりました。さらに、公訴時効期間の延長や、16歳未満の子どもに対する面会要求等の罪が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態撮影等処罰法も同時に成立しています。

令和5(2023)年3月には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度の3年間を性犯罪・性暴力の「更なる集中強化期間」として位置付け、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

⑦国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」(平成27(2015)年12月策定)を改定した、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が令和2(2020)年12月25日に閣議決定されました。

そこでは、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

⑧「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の決定

令和5(2023)年6月に「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」が決定されました。第5次男女共同参画基本計画に示された具体的な取組について着実に実施するとして、以下の4項目を新たに取組む事項として掲げており、横断的な視点を持って速やかに取組を進めることとしています。

- 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて
- 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
- 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- 女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

⑨「困難女性支援法」の成立

従来、昭和 31(1956)年に制定された売春防止法を根拠として、女性を巡る課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性を巡る課題は生活困窮やDV、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等のように複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であるとの提言がなされました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し福祉の更なる推進を図るために、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が令和4(2022)年5月に成立しました。

⑩「LGBT 理解増進法」の成立

令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)が公布・施行されました。多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

(2) 県の動き

① 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したより実践的な計画である「第2期『山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略』」が令和2(2020)年3月に策定されました。そこでは、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、女性の活躍を促進することとされています。

また、令和3(2021)年3月には新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな地方創生の推進に向けて、国の第2期総合戦略の改訂や『『コロナの時代』』に対応するための施策推進方針、「やまぐちデジタル改革基本方針」に基づく施策等を反映するための改訂が行われています。

② 「山口県男女共同参画基本計画」の改定

国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、「第4次山口県男女共同参画基本計画」(平成28(2016)年策定)を改定した、「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3(2021)年3月に策定されています。

そこでは、以下の3つの基本目標を掲げ、男女共同参画の実現に向けた取組を推進していくこととされています。

- 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

③ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」(平成28(2016)年策定)を改定した、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が令和3(2021)年3月に策定され、DV対応と児童虐待対応との連携などが強化されています。

(3)市の動き

①「下松市総合計画基本構想」及び「下松市総合計画前期基本計画」の策定

令和3(2021)年3月、以降 10 年間のまちづくりの指針・行政運営の指針となる「下松市総合計画基本構想」と、令和3(2021)年度から5年間を計画期間とする「下松市総合計画前期基本計画」を策定しました。まちづくりの柱の一つとして掲げた「自助・共助・公助の調和による、市民協働で取り組むまちづくり」における「人権尊重の推進」を図るため、男女共同参画の推進に取り組めます。

②「下松市子ども・子育て支援事業計画」の改定

本市における子育て支援を推進するため、令和2(2020)年3月に令和2(2020)年度から5年間を計画期間とした「下松市第2期子ども・子育て支援事業計画(くだまつ星の子プラン)」を策定しました。

③「下松市特定事業主行動計画」の改定

本市職員の仕事と生活の調和の推進及び仕事と子育ての両立をさらに推進するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「第3次下松市特定事業主行動計画」を令和2(2020)年3月に策定しました。

④「下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定

「下松市総合計画」及び「下松市前期基本計画」に掲げる内容のうち、人口減少克服・地方創生に関係する施策について重点化した計画として策定した「下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27(2015)年策定)を改定した、「第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2(2020)年3月に策定し、その中で「働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げ、女性の活躍推進やゆとりある家庭生活を実現するための支援に取り組むこととしています。

⑤「下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定

本市における女性の活躍を推進し、男女が働きやすい職場をつくることを目指して、女性活躍推進法に基づく「下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を令和2(2020)年3月に令和2(2020)年度から5年間を計画期間として策定しました。

⑥下松市男女共同参画推進本部の設置

男女共同参画の推進のために、あらゆる分野にわたり、市全体としてより一層取り組むため、令和2(2020)年3月に市長を本部長とし、各部局の長等で構成する庁内組織である下松市男女共同参画推進本部を設置し、推進体制を強化しました。

⑦下松市女性活躍推進協議会の設置

「女性活躍推進法」(平成27(2015)年法律第64号)の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的に実施していくため、令和2(2020)年2月、関係行政機関や経済団体及び民間事業所所属委員等から構成される、下松市女性活躍推進協議会を設置しました。

⑧「下松市人口減少対策の集中強化指針」及び「下松市人口減少対策集中強化プラン」の策定
「第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げている人口の将来展望を達成するための対策に取り組む指針として「下松市人口減少対策の集中強化指針」を令和5(2023)年4月に、2023(令和 5)年度からの5年間を計画期間とする「下松市人口減少対策集中強化プラン」を令和6(2024)年2月に策定しました。就業支援の一環として女性活躍推進に取り組むこととしています。

⑨「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期総合戦略)」の策定
令和4(2022)年12月に国がデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことを受け、本市においても現行の「第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定した、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期総合戦略)」を令和6(2024)年3月に策定しました。引き続き「働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げ、女性の活躍推進や、子育て・介護と仕事の両立のための啓発に取り組むこととしています。

3 第5次下松市男女共同参画プラン 成果指標の動向

「第5次下松市男女共同参画プラン」(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)における指標の動向は以下のとおりとなっています。

基本 目標	重点 目標	指標	当初値	目標値	現状値	動 向
Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 あらゆる分野における女性の参画の拡大 決定過程への女性の参画の拡大 政策・方針	審議会等委員の女性割合	22.6% H30(2018)年度	30% R5(2023)年度	28.6% R5(2023)年度	↑
		ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	18.2% H29(2017)年度	30% R5(2023)年度	17.4% R4(2022)年度	↓
		男女の地位の平等感(政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	17.6% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	10.5% R4(2022)年度	↓
	2 仕事と生活の調和の推進	延長保育を実施している認可保育所 箇所数	11 箇所 H29(2017)年度	12 箇所 H31(2019)年度	16 箇所 R4(2022)年度	達成
		延長保育を実施している認可保育所 実利用児童数	281 人 H29(2017)年度	710 人 H31(2019)年度	605 人 R4(2022)年度	↑
		休日保育を実施している認可保育所 箇所数	1 箇所 H29(2017)年度	1 箇所 H31(2019)年度	1 箇所 R4(2022)年度	達成
		休日保育を実施している認可保育所 延べ利用児童数	276 人 H29(2017)年度	300 人 H31(2019)年度	254 人 R4(2022)年度	↓
		一時預かり事業 箇所数	11 箇所 H29(2017)年度	12 箇所 H31(2019)年度	12 箇所 R4(2022)年度	達成
		一時預かり事業 延べ利用児童数	7,281 人 H29(2017)年度	10,000 人 H31(2019)年度	20,789 人 R4(2022)年度	達成
		病児病後児保育事業(他市の施設への委託実施分含む) 箇所数	5 箇所 H29(2017)年度	5 箇所 H31(2019)年度	8 箇所 R4(2022)年度	達成

基本 目標	重点 目標	指標	当初値	目標値	現状値	動 向
Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり	2 仕事と生活の調和の推進	病児病後児保育事業 (他市の施設への委託 実施分含む) 延べ利用 児童数	988 人 H29(2017)年度	1,000 人 H31(2019)年度	778 人 R4(2022)年度	
		放課後児童健全育成事 業(児童の家) 箇所数	11 クラブ H29(2017)年度	14 クラブ H31(2019)年度	18 クラブ R4(2022)年度	達成
		放課後児童健全育成事 業(児童の家) 登録児 童数	866 人 H29(2017)年度	880 人 H31(2019)年度	713 人 R4(2022)年度 ※利用者数	達成
		ファミリーサポートセン ター事業 箇所数	1 箇所 H29(2017)年度	1 箇所 H31(2019)年度	1 箇所 R4(2022)年度	達成
		ファミリーサポートセン ター事業 延べ利用件 数	664 人 H29(2017)年度	1,456 人 H31(2019)年度	1,788 件 R4(2022)年度	達成
		下松市男性職員の育児 休業取得率	0% H26(2014)年度	5% R2(2020)年度	19% R4(2022)年度	達成
		下松市配偶者出産休 暇・育児参加休暇取得 率	62.5% H26(2014)年度	80% R2(2020)年度	66.7% R4(2022)年度	
	3 働く場における男女共同参画の推進	男女の地位の平等感 (政治・経済活動の中 で、平等と感じる人の 割合)	17.6% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	10.5% R4(2022)年度	
		女性の労働力率 ※出典 国勢調査	43.9% H27(2015)年度	増加させる R5(2023)年度	47.4% R2(2020)年度	達成
		農業委員に占める女性 割合	25% H30(2018)年度	増加させる R5(2023)年度	37.5% R5(2023)年度	達成
		下松市農政対策審議会 委員に占める女性割合	0% H30(2018)年度	増加させる R5(2023)年度	14.3% R5(2023)年度	達成

基本 目標	重点 目標	指標	当初値	目標値	現状値	動 向
Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり	野4 地域・環境その他の分野への男女共同参画の推進	地域活動の中で男女の地位の平等感(平等と感じる人の割合)	42.3% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	34.8% R4(2022)年度	↓
		廃棄物減量等推進審議会における女性の割合	55.6% H30(2018)年度	現状維持する R5(2023)年度	62.5% R4(2022)年度	達成
	男5 国際交流を通じた女共同参画の推進	-	-	-	-	-
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	見直し、意識の改革 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の	男女の地位の平等感(平等と感じる人の割合)				
		法律や制度の面で	37% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	33.4% R4(2022)年度	↓
		社会通念・慣習・しきたり	15.1% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	11.9% R4(2022)年度	↓
		社会全体	17.8% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	15.2% R4(2022)年度	↓
		家庭生活の中において	31.4% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	29.4% R4(2022)年度	→
		固定的な性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭」という考えに賛成する人の割合)」	42.8% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	25.0% R4(2022)年度	達成

基本 目標	重点 目標	指標	当初値	目標値	現状値	動 向
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに 向けた意識の改革	7 男女共同参画の視 点に立つ た教育・学習の推進	学校教育における男女の地位の平等感	61% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	55.1% R4(2022)年度	↓
		出前講座実施件数	58 件 H26(2014)年度	70 件 H31(2019)年度	46 件 R4(2022)年度	↓
		出前講座市民講師件数	24 人 H26(2014)年度	30 人 H31(2019)年度	32 人 R4(2022)年度	達成
		生涯学習機会の充実施 策に関する満足度	10.1% H26(2014)年度	15% H31(2019)年度	13.6% H31(2019)年度	↑
Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	実際にDVを受けても 相談しなかった人の割合	55.9% H29(2017)年度	減少させる R5(2023)年度	50% R4(2022)年度	達成
		市役所をDV相談窓口 と認知している人の割合	33% H29(2017)年度	40% R5(2023)年度	30.4% R4(2022)年度	↓
		夫婦間や親しいパート ナーとの間で「平手で 打つ」ことが「どんな場 合でも暴力にあたると 思う人」の割合	63.5% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	82.5% R4(2022)年度	達成
		夫婦間や親しいパート ナーとの間で「なぐる ふりをして、おどす」こ とが「どんな場合でも 暴力にあたると思う 人」の割合	59.2% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	76.9% R4(2022)年度	達成
		夫婦間や親しいパート ナーとの間で「いやが っているのに性的な行 為を強要する」ことが 「どんな場合でも暴力 にあたると思う人」の 割合	85.7% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	93.9% R4(2022)年度	達成

基本 目標	重点 目標	指標	当初値	目標値	現状値	動 向
目 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	9 生涯を通じた男女の健康の支援	40 歳以上の肥満者 (BMIが 25.0 以上) の割合 男性	24.4% H27(2015)年度	15%以下 R3(2021)年度	30% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
		40 歳以上の肥満者 (BMIが 25.0 以上) の割合 女性	17.7% H27(2015)年度	15%以下 R3(2021)年度	18.3% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
		20 歳・30 歳代の女 性のやせの人(BMIが 18.5 未満)の割合	22.5% H28(2016)年度	20%以下 R3(2021)年度	25.9% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
		がん検診受診率 子宮 がん検診(20 歳以上 女性)	27.3% H27(2015)年度	50% R3(2021)年度	35.5%※ 20～69歳女性 R2(2020)～ R4(2022)年度	
		がん検診受診率 乳が ん検診(40 歳以上女 性)	20% H27(2015)年度	50% R3(2021)年度	40.2%※ 40～69歳女性 R2(2020)～ R4(2022)年度	
		特定健康診査受診率 (40～74 歳)	26.9% H27(2015)年度	60% R3(2021)年度	35.6% R2(2020)～ R4(2022)年度	↑
		ストレスを上手く解消 できていると思う人の 割合	73% H27(2015)年度	80% R3(2021)年度	71.7% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
		喫煙率 成人男性	24.4% H27(2015)年度	18.2% R3(2021)年度	20.9% R2(2020)～ R4(2022)年度	↑
		喫煙率 成人女性	5.8% H27(2015)年度	3.64% R3(2021)年度	7.1% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
		喫煙率 妊婦	4% H27(2015)年度	0% R3(2021)年度	0.6% R2(2020)～ R4(2022)年度	↑

※R2(2020)～R4(2022)年度現状値は、当初値から対象年齢及び抽出方法を変更したため、参考値

基本 目標	重点 目標	指標	当初値	目標値	現状値	動 向
目 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	暮ら10 させるみんなが安心して 社会づくり	地域包括支援センターにおける総合相談	1,114 件 H28(2016)年度	1,187 件 R2(2020)年度	928 件 R4(2022)年度	↓
		認知症サポーター	3,659 人 H28(2016)年度	5,500 人 R2(2020)年度	5,751 人 R4(2022)年度	達成
	立11 った男女共同参画の視点に 地域防災	防災会議における女性の割合	3.3% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	27.5% R5(2023)年度	達成
		消防団員における女性の割合	5% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	5% R4(2022)年度	→
		消防職採用試験における女性受験者数	1 人 H29(2017)年度	毎年度3人以上 H30(2018)～ R2(2020)年度	1 人 R4(2022)年度 ※目標期間中は 0人	→

第3章 基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

1 計画の目指すもの

下松市総合計画に掲げる将来都市像「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち」の実現にむけ、市民一人一人が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる次のような「男女共同参画社会」の実現を目指します。

家庭では

○誰もが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、家族全員が力を合わせて家庭生活を築いています。

学校では

○性別にとらわれることなく、子ども一人一人の個性や能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

職場では

○男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境の整備が進み、誰もが仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って働いています。

地域社会では

○誰もが様々な地域活動に積極的に参画し、地域社会の活性化が進んでいます。

また、「男女共同参画社会」の実現は、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。SDGs の目標 5 でもある「ジェンダー平等を実現しよう」は、他の全ての目標の達成にもつながるものであることを意識して取り組みます。

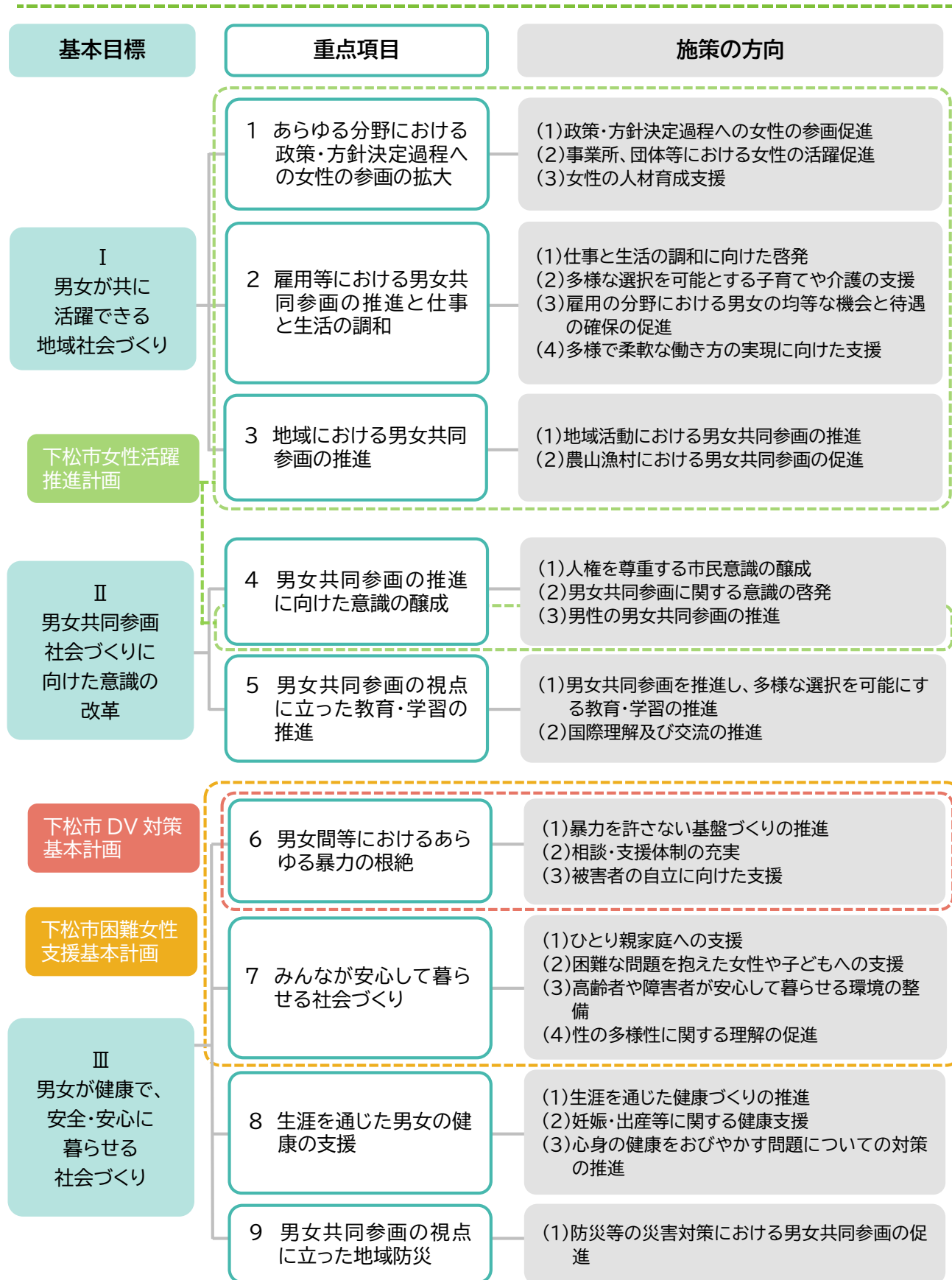


2 計画の構成

施策の「基本目標」及び取り組むべき「重点項目」については、男女共同参画社会の実現に向けた取組を分かりやすく示すために、国・県の基本計画や市の関連計画等を踏まえながら、「第5次下松市男女共同参画プラン」の理念は引き継ぎつつ、目指すべき方向の大きな柱となるよう、「3つの基本目標」及び「9の重点項目」に体系の見直しを行います。

- 基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- 基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

3 計画の体系



※重点項目1～3及び4の(3)を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
 ※重点項目6を「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
 ※重点項目6、7を「困難女性支援法」に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ

男女が共に活躍できる地域社会づくり

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画することは、多様性と活力を高めることにつながり、社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な地域社会づくりをするうえで非常に重要です。

女性の参画については、女性の就業率が年々増加するなど多くの分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への参画はまだ十分とはいえず、ポジティブアクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。

また、女性も男性も、自らの希望で仕事と生活や地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策の充実、地域活動への参画促進などの取組を進めていきます。

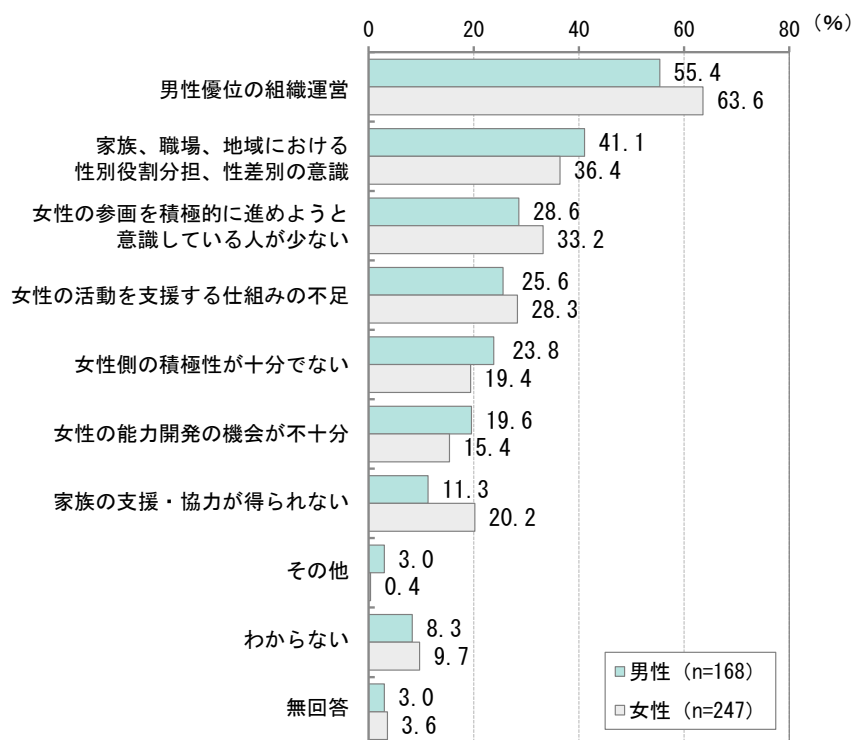
重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の政策・方針決定過程や企業・団体、地域社会など社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画できる環境整備を進めることで、多様な視点を確保し、社会情勢の変化に対応できる、様々な立場を考慮した政策が実現するよう取組を行っていきます。

現状と課題

- あらゆる人が暮らしやすい男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において意思決定過程に共に参画することが重要です。意思決定過程に女性の参画が進むことは、多様な視点を確保し、社会情勢の変化に対応できる、様々な立場を考慮した政策の実現のほか、企業の経営発展や団体活動の発展にもつながるものです。
- 本市においてもこれまで、審議会等委員への女性登用、女性職域拡大、管理職への女性登用を推進してきました。その結果、本市の審議会等委員の女性割合は28.6%(令和5(2023)年4月1日時点)と少しずつ上昇していますが、いまだ十分ではなく、女性は政策・方針決定の場に十分に参画できているとは言えない状況です。
- 市民意識調査の結果では、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営」との回答が男性55.4%、女性63.6%と最も高く、次いで「家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」などの順となっており、女性の参画拡大の必要性について社会全体の理解の促進を図る必要があります。

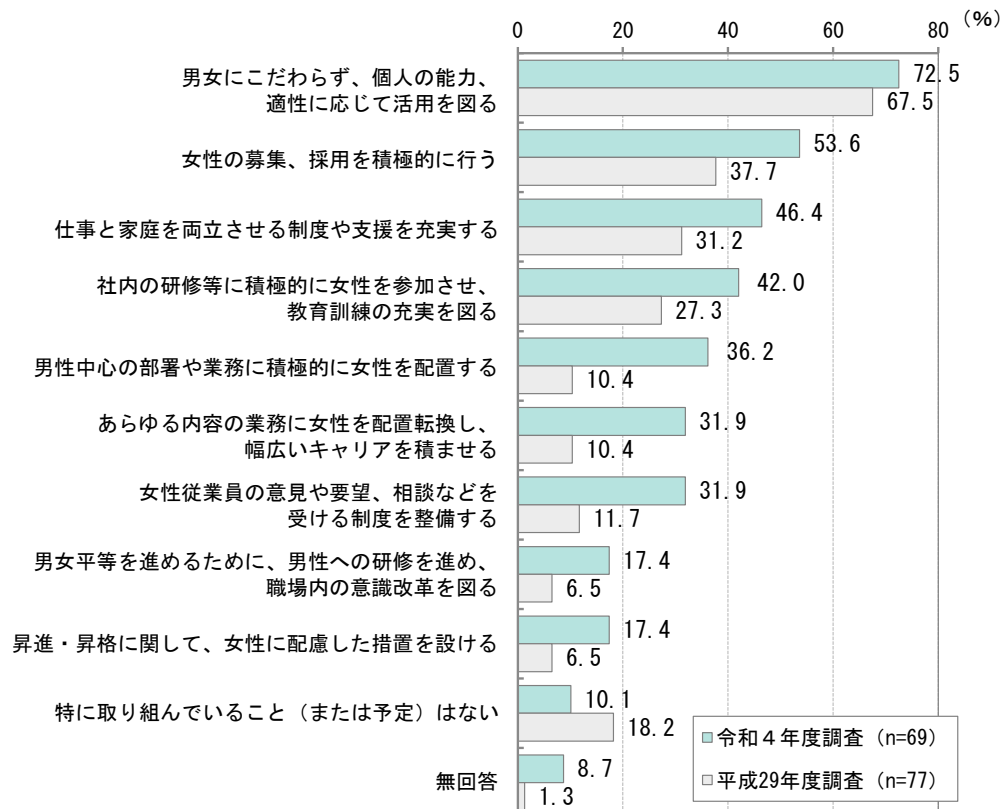
社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由＜性別＞



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 事業所対象の調査では、女性従業員を積極的に活用するために、現在取り組んでいることについて、「男女にこだわらず、個人の能力、適性に応じて活用を図る」との回答が 72.5%と最も高く、次いで「女性の募集、採用を積極的に行う」「仕事と家庭を両立させる制度や支援を充実する」などの順となっています。

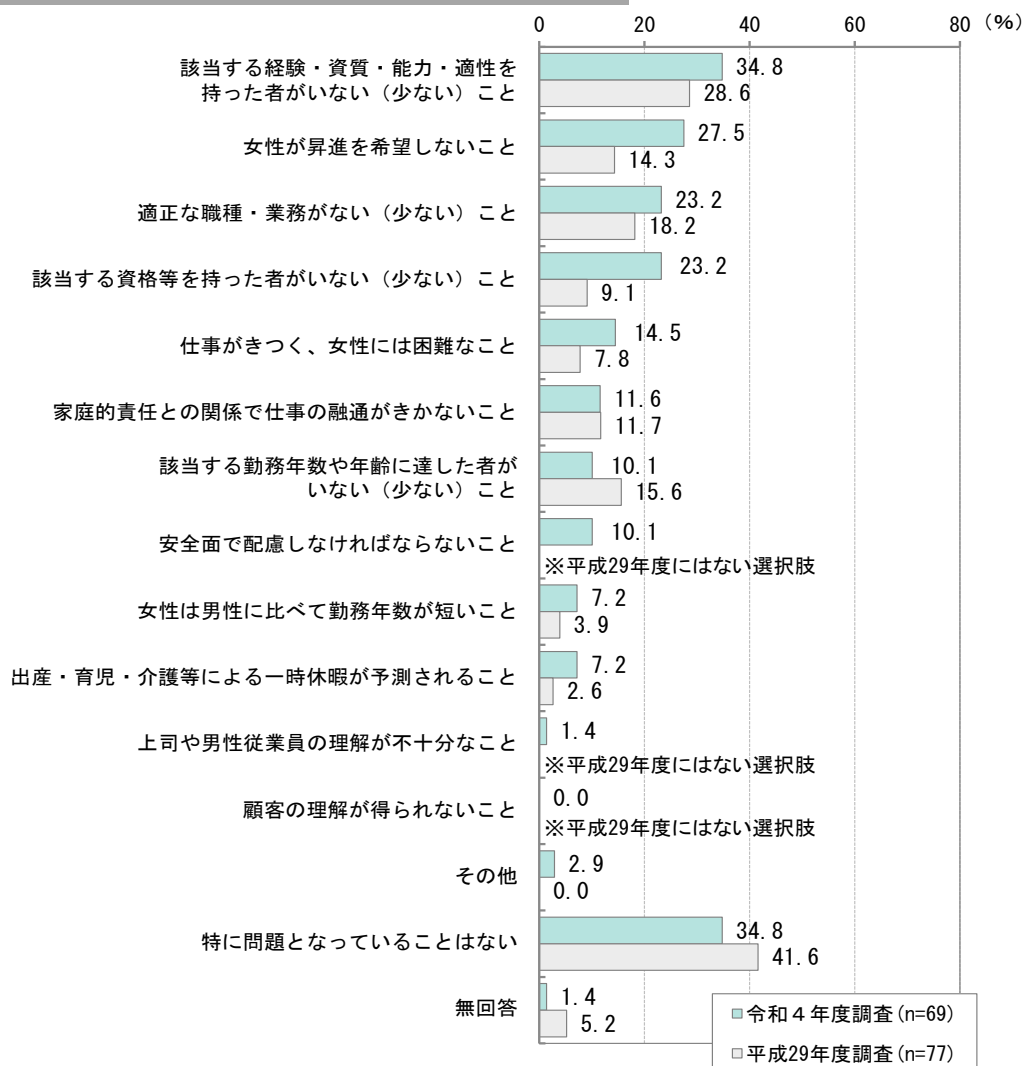
女性従業員を積極的に活用するために取り組んでいること



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

- 女性従業員の活用や登用にあたっての問題点としては「該当する経験・資質・能力・適性を持った者がいない(少ない)こと」「女性が昇進を希望しないこと」との回答が上位に挙がっており、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※3)」を可能とする働き方も含め、女性が活躍できる職場づくりを行い、将来管理職に就くことが期待される女性の育成を促す必要があります。
- これらの結果から、市において率先してポジティブ・アクション※4を進めるとともに、女性自身及び事業所や各種団体等に対しても働きかけを行うことが求められているといえます。

女性従業員の活用や管理職への登用における問題点



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

※3 ワーク・ライフ・バランス：誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※4 ポジティブ・アクション：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

多様なニーズや新たな発想を反映させ、様々な立場を考慮した政策が実現するよう取組を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等委員については、女性委員の割合を令和9(2027)年度までに35%以上とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目標として取り組みます。	人権推進課 関係各課
	市の女性職員に対し研修等による資質向上を図り、能力が十分発揮できるよう支援するとともに、管理職への積極的な登用や職域拡大に努めます。また、育児休業、介護休業等の取得促進や、業務見直しによる超過勤務の縮減など、職場環境の整備を進めます。	総務課

施策の方向(2) 事業所、団体等における女性の活躍促進

事業所、団体等に対し、女性の管理職や役員への登用、職域拡大、ポジティブ・アクションを進めるための働きかけ及び女性活躍推進のための情報提供を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
事業所における女性の参画の促進	女性の管理職や役員への登用、職域拡大、ポジティブ・アクションを推進するため、事業所に対し、県の認証制度等の情報提供や啓発などの支援を行います。	産業振興課 人権推進課
地域における女性の参画の促進	地域の多様な課題に取り組む女性団体の活動を支援するとともに、男女共同参画に関する学習機会や情報提供により、地域活動における代表者等への女性の登用を促進します。	人権推進課

施策の方向(3) 女性の人材育成支援

女性が自らの意欲と能力を高め、社会のあらゆる分野に積極的に参画できるよう、意欲向上やキャリアアップに向けた支援に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
女性の意欲向上に向けた啓発	各種広報媒体による情報提供や啓発資料の活用など 様々な機会をとらえて、女性が固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、個性と能力を発揮できるよう、女性の意欲向上に向けた啓発に努めます。	人権推進課
女性の人材育成	指導的立場を担う女性の育成や職域拡大のため、学習機会や、情報提供の充実を図ります。	産業振興課 人権推進課

計画の指標

指 標	現状値	R9(2027)年度 目標値
審議会等委員の女性割合	28.6% R5(2023)年度	35%
女性従業員の積極的な活用に取り組む事業所の割合	66.7% R5(2023)年度	75%
男女の地位の平等感 (政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	10.5% R4(2022)年度	増加させる

重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、柔軟で働きやすい職場環境の整備や創業支援などを行い、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目指します。

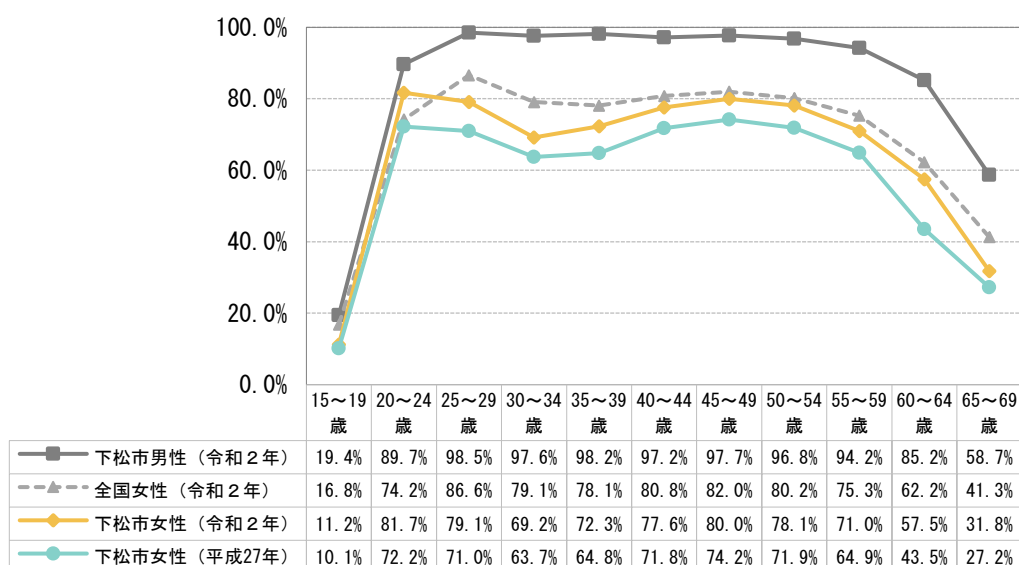
さらに、市民・事業所に対し、仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発などを両立させる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について啓発や情報提供を行います。

また、男女ともに仕事と子育て・介護を両立できるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、介護をしながら働き続けることができる環境整備への取組を行います。

現状と課題

- 就業は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものです。経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す際には重要な要素ともなります。働きたい人がその能力を十分発揮できることは個人の幸福の根幹をなすものであり、少子高齢化や、人口減少が進む中で、経済活動を維持するための労働力を確保する意味でも、労働環境の整備は重要性を増しています。
- 工業都市としての性格を有しつつ、商業のまちとしても発展している本市にとって、労働人口の減少する中、商工業の分野において女性の力を活用する取組も重要です。
- 一方、本市における女性の労働力率は国や県と比べ低くなっています。年齢階級別労働力率をみると、特に30歳代で労働力率が低くなるM字カーブとなっていることが分かります。
- また、特に若い女性の転出超過が顕著であることから、安心して暮らすために十分な所得とやりがいとが得られる仕事ができ、暮らしやすく、女性にとっても魅力的な地域をつくることで、持続可能な地域社会の発展につなげる必要があります。

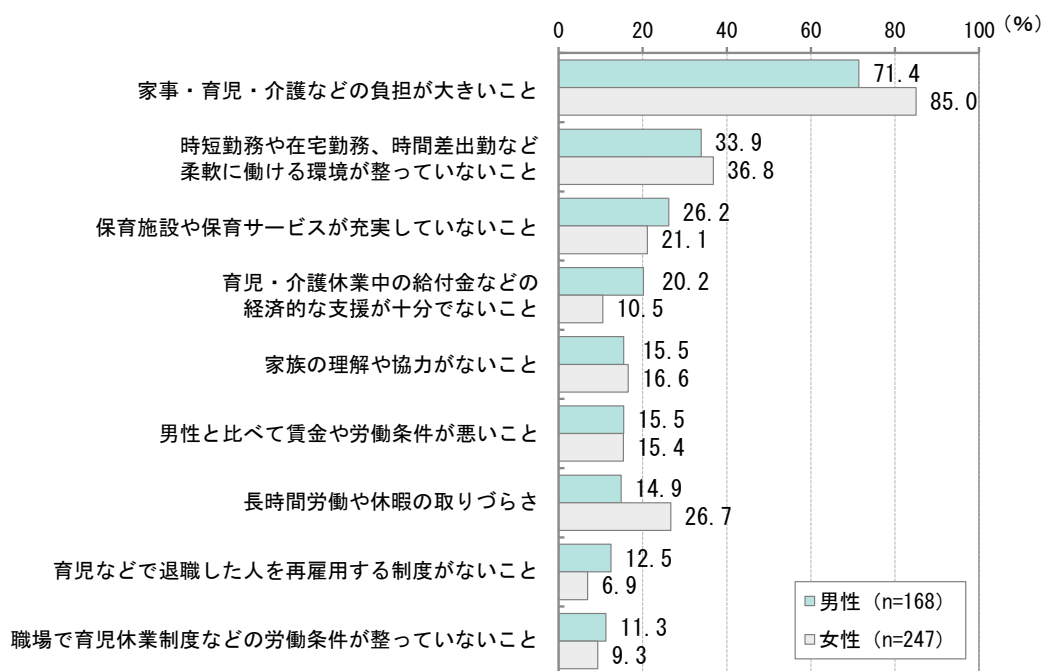
年齢階級別労働力率(再掲)



資料:国勢調査

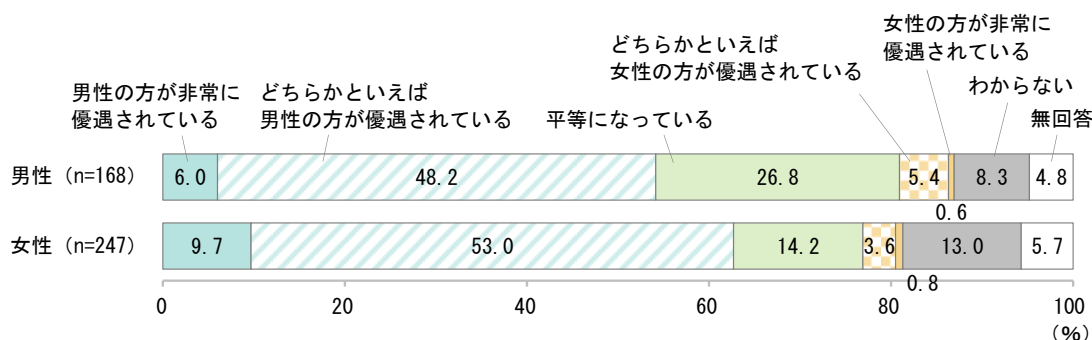
- 市民意識調査の結果では、女性が職業に就くことや就労し続ける際の問題点について、「家事・育児・介護などの負担が大きいこと」が男性 71.4%、女性 85.0%と最も高く、次いで「時短勤務や在宅勤務、時間差出勤など柔軟に働ける環境が整っていないこと」などの順となっています。また、就職の機会や職場の男女の平等感や職場での男女の扱いのうち、賃金、昇進や昇格、管理職や幹部職員への登用の項目において、男性優遇との回答は半数を超えています。
- 女性の家事・育児・介護等の負担を軽減する取組のほか、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保や、柔軟で働きやすい職場環境の整備が求められているといえます。

女性が職業に就いたり、就労し続けるうえでの問題点＜性別、上位9項目＞



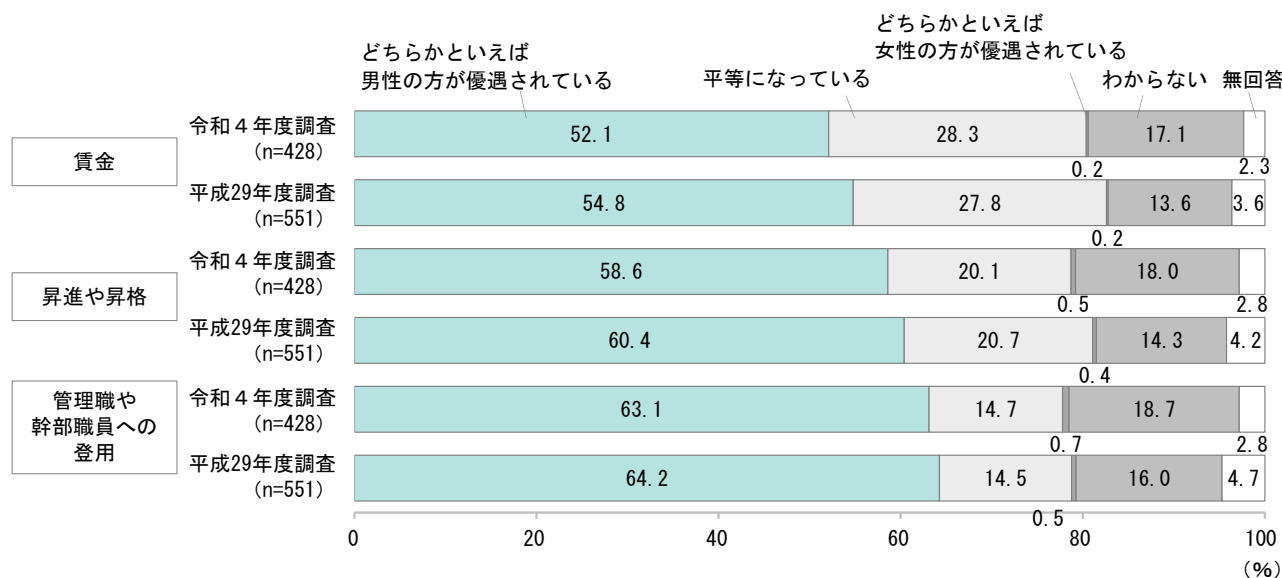
資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

就職の機会や職場における男女の地位の平等感＜性別＞



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

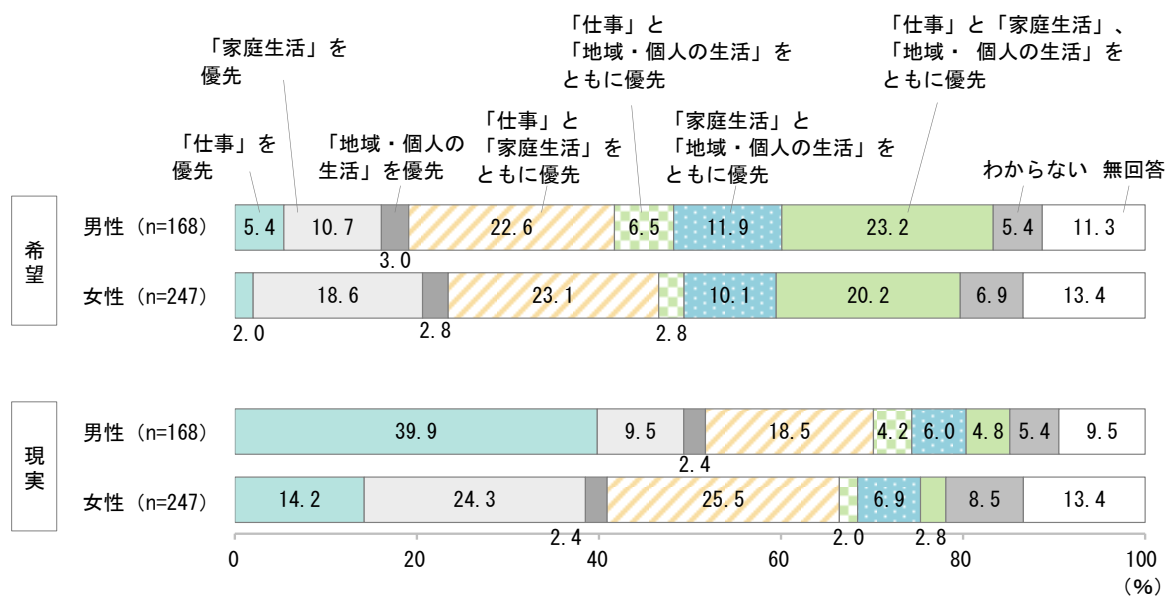
職場での男女の扱い



資料: 下松市男女共同参画に関する市民意識調査

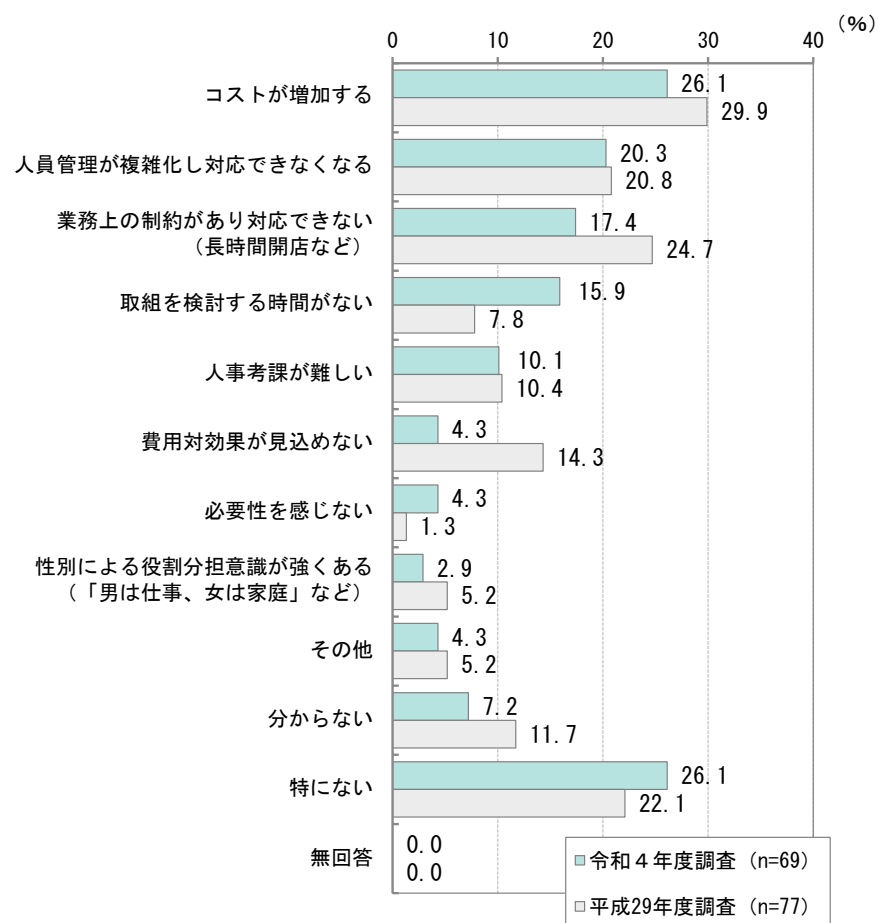
- さらに、少子・高齢化の進展や労働人口の減少、家族形態の変化などの状況が生じている中においては、性別にかかわらず、一人一人が健康を維持し、自己実現を可能としながら、子育てや介護を含め家族が安心して暮らしていくために、多様な生き方を選択できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現も重要性を増しています。
ワーク・ライフ・バランスを実現することは、従来の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男性の長時間労働の是正や、家庭生活・地域活動への参画の促進、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画の拡大などにつながるものであり、男女があらゆる分野で参画し、活躍していくうえでも不可欠です。事業所にとっても優秀な人材確保につながるなど地域社会・経済の活性化にも寄与するものです。
- しかし、現状では固定的な性別役割分担意識や、男性中心型労働慣行が維持されていることなどにより、家事や子育て等における女性の負担が重くなっている結果、女性が職場等において活躍することが困難になることも多く、一方、男性は、家事に不慣れな状況や、地域との繋がりが薄いことにより、より孤立した介護生活となっている場合もあります。
- 市民意識調査の結果では、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について、希望では男女ともに「仕事」と「家庭生活」をともに優先」と「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」をともに優先」が高くなっていますが、現実では「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」をともに優先」は5%未満と非常に低くなっています。特に男性においては「仕事を優先」が39.9%と高く、希望と現実には隔たりがみられます。
- 一方、事業所調査の結果では、ほとんどの事業所が仕事と家庭の両立支援制度に取り組んでいることが分かりますが、ワーク・ライフ・バランスを可能とする取組を実施するにあたっては「コストが増加する」「人員管理が複雑化し対応できなくなる」「業務上の制約があり対応できない(長時間開店など)」などの問題点が挙がっています。

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度＜性別＞



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

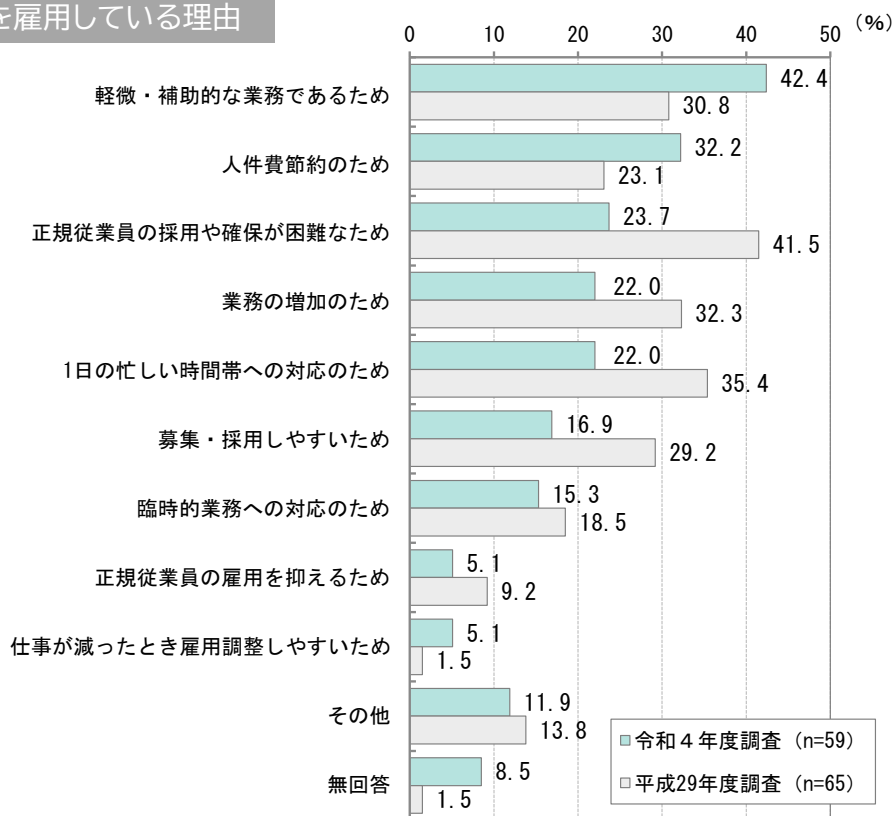
ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を実施するうえでの課題や問題点



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

- また、本市の女性就業者の半数以上は、パートタイム労働などの非正規雇用労働者となっています。非正規雇用については、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、男女間の賃金格差や、女性の貧困の一因にもなっていることから処遇改善への取組が必要とされています。各種ハラスメントについても、一般的に女性の方が男性に比べて困難な状況に陥りやすいことから、こうした状況への対応も必要です。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の雇用などに大きな影響をもたらし、ジェンダー※5 に関する課題を顕在化させました。こうした状況について注視し、平時から男女共同参画の推進を図る必要がある一方、テレワーク※6 の導入など、多様な働き方が選択できるよう就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができるよう職場環境の整備に取り組む必要があります。
- 事業所調査の結果では、パートタイム労働者を雇用している理由については、「軽微・補助的な業務であるため」との回答が 42.4%と最も高く、次いで「人件費節約のため」「正規従業員の採用や確保が困難なため」「正規従業員の採用や確保が困難なため」などの順となっています。

パートタイマーを雇用している理由



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

※5 テレワーク：情報通信技術を利用して、時間・場所など条件にとらわれずに、オフィス以外の場所で勤務する就業形態のこと。

※6 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

施策の方向(1) 仕事と生活の調和に向けた啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を行うとともに、働き方の見直しなど、就業環境の整備に向けての取組を推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
社会的気運の醸成	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成を図るため、長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	人権推進課
事業所に対する普及啓発	事業所に対し、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのため、好事例などの情報提供により啓発を図るとともに、育児休業・介護休業給付制度など国、県の助成制度等について情報提供に努めます。	産業振興課 人権推進課

施策の方向(2) 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

女性も男性も、仕事と家庭・地域活動などを両立できるよう、多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
多様な保育ニーズへの対応	保育ニーズに合わせて適正な保育の確保に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業(乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育)、病児・病後児保育等の保育サービスの充実に努めます。	こども未来課
	放課後児童クラブ(児童の家)の充実に努めるとともに放課後子ども教室との連携を深めます。	こども未来課 生涯学習振興課
	ファミリーサポートセンター※7について、事業の周知により、提供会員の増加を図ります。	こども未来課
子育て支援環境の充実	総合的な子育て支援についての情報提供、相談、助言を行う利用者支援事業を行うとともに、子育て支援センター等の機能強化を図り、子育てに関する相談、指導及び交流等の場を提供します。	こども未来課
	WEBサイト等により、妊娠・出産・子育てなどの育児に関する情報提供を行います。	こども未来課
	乳幼児期の子どもを持つ家庭における医療費や保育料等の負担に対する助成等を行うとともに、児童生徒期の子どもを持つ家庭に対して、医療費及び教育費等の経済的負担に対する支援に努めます。	こども未来課 学校教育課

	子育て家庭の養育困難に対応するため、子育て短期支援事業(ショートステイ) ^{※8} や訪問による家事・育児等の生活支援を行います。	こども家庭課
介護支援体制の充実	高齢者一人一人の状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」 ^{※9} の深化・推進を図ります。	高齢福祉課

施策の方向(3) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

男女の均等な機会と待遇が確保され、職場における各種ハラスメントの防止が図られるよう、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知、普及啓発に努め、結婚・出産等のライフイベントにかかわらず希望に応じ女性が働き続けられる環境づくりを推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
雇用の場における機会均等、格差是正の啓発	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律や、昇進、賃金、職種など職場での男女格差是正に向け、各種広報媒体の利用等により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	人権推進課 産業振興課
職場における固定的性別役割分担意識の解消	職場における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	人権推進課 産業振興課 総務課
ハラスメントのない職場の実現に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のため職場において配慮すべき事項の周知等、各種ハラスメント防止に向けた啓発に努めるとともに、育児・介護休業についての情報提供や啓発により、取得についての職場の理解を求めます。	人権推進課 産業振興課 総務課

施策の方向(4) 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

女性活躍推進法に基づき、女性がそれぞれの希望に応じた様々な条件、雇用形態での働き方が選択できるよう、様々なライフプランに合わせた就労継続や雇用の場の創出となる創業に対する支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
女性の就労への支援	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換、職域拡大など、女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。	人権推進課 産業振興課
	女性の職業意識の向上やキャリア形成に向けた学習機会や情報の提供を行います。	人権推進課 産業振興課

	IT等を活用したテレワークなど、オフィス以外の場所で勤務する就業形態などの多様で柔軟な働き方について情報提供を行い、普及啓発を図ります。	産業振興課
女性の創業支援	関係機関が実施する創業セミナー等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して創業支援を行います。	産業振興課

計画の指標

指 標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
わかば(子育て支援センター)の年間利用者数	10,580 人	15,000 人
母子モ(電子母子手帳アプリ) ^{※10} の登録者数	1,062 人	2,500 人
待機児童数(4月1日現在)	8 人	0 人
ファミリーサポートセンターの年間利用者数	1,788 人	2,000 人
放課後児童クラブ数	18 クラブ	21 クラブ
男女の地位の平等感 (就職の機会や職場において、平等と感じる人の割合)	19.2% R4(2022)年度	増加させる
市内のやまぐち男女共同参画推進事業者	30 件 R4(2022)年度	38 件
女性の労働力率 ※出典 国勢調査	47.4% R2(2020)年度	増加させる

※7 ファミリーサポートセンター：育児の援助を受けたい人と援助したい人が、それぞれ会員となり、有償で助け合う制度。

※8 子育て短期支援事業(ショートステイ)：保護者が病気等により、家庭で昼夜とも児童を養育する人(祖父母、親類等)がいない場合、一時的に児童養護施設で預かる事業のこと。

※9 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステムのこと。

※10 母子モ：紙の母子手帳と並行して使用する母子の健康データ等を記録・管理できる電子母子手帳サービス。妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイス、地域の子育て情報の配信などの機能がある。

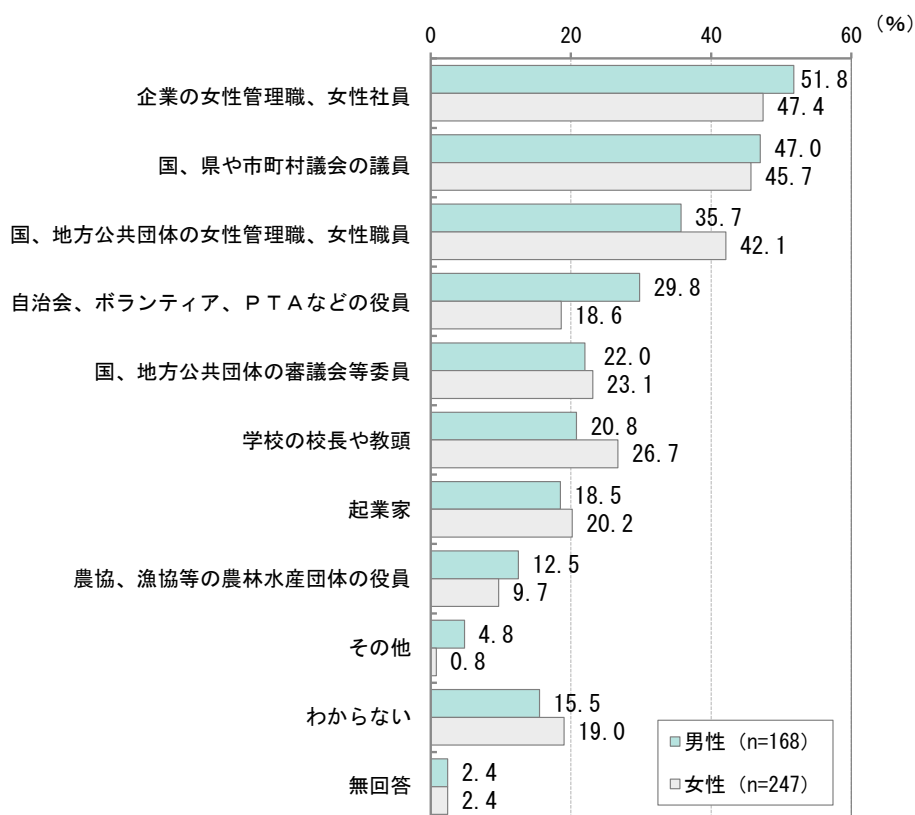
重点項目3 地域における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、希望に応じた就労や子育てができるなど、安心して生活ができる活力ある地域社会の実現に向けて、様々な視点を尊重するため、方針決定の場への女性の参画など、地域活動や農山漁村における男女共同参画を推進します。

現状と課題

- 地域社会においては、少子・高齢化等を背景として、福祉、防災・防犯、環境、まちづくりなど、生活に身近な問題が生じています。これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、地域で行われる様々な活動には、多くの女性が携わってきた一方で、PTA や自治会、町内会等、地域団体における会長等の役職は、男性が多くを占めてきました。家族形態や価値観の変化等により、こうした地域活動については担い手不足や役員の高齢化、固定化などの課題が生じています。
- 市民意識調査の結果では、今後女性の参画が進むべき分野について、「企業の女性管理職、女性社員」、「国、県や市町村議会の議員」などが上位に挙がっており、「自治会、ボランティア、PTA などの役員」は男性が 29.8%と女性の 18.6%を 11.2 ポイント上回っています。

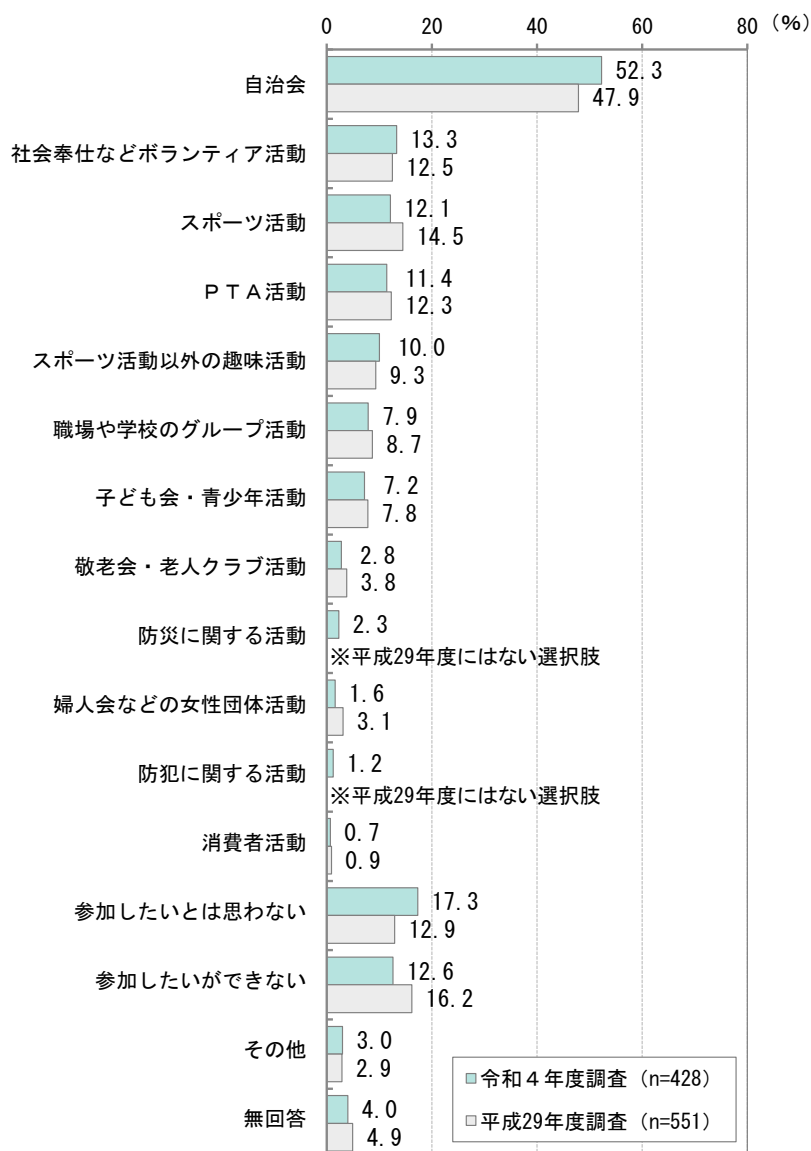
今後女性の参画が進むべき分野＜性別＞



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 地域活動の参加状況については、「参加したいとは思わない」が 17.3%、「参加したいができない」が 12.6%となっています。
- 活力ある地域社会をつくっていくため、女性や若い世代の男性なども含む、幅広い年代の男女が、仕事と家庭を両立し、地域活動や意思決定の場に積極的に参画することで、地域づくりに様々な視点を導入し、多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立って地域社会づくりを推進する必要があります。男女双方に対する固定的性別役割分担意識解消に向けた働きかけや、様々な人が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進することが求められています。

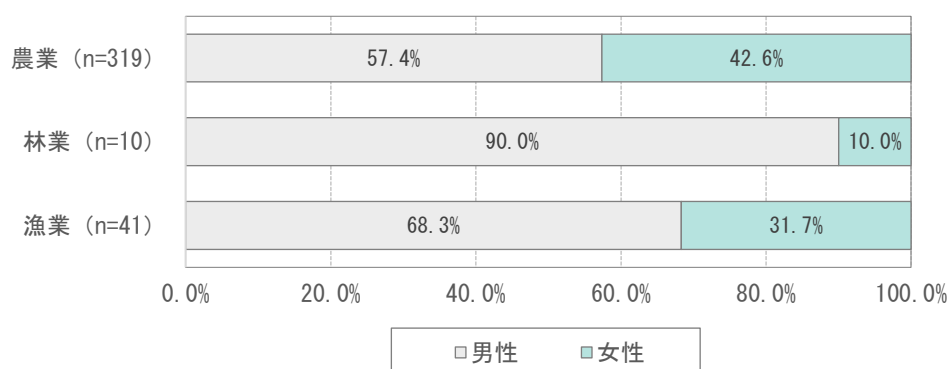
地域活動の参加状況



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 一方、農山漁村では、高齢化が進み、後継者が不足する中、女性は担い手として重要な役割を果たしています。農村では家庭が生産の場であることから、女性農業者は農作業のみならず家事の負担が大きく、社会に存在する性別による固定的な役割分担意識の解消や慣習の見直しが男女共同参画を推進するうえで課題となってきました。
- 本市の農林水産業については、農業就業人口のうち約4割、漁業就業人口のうち約3割を女性が占めています。近年では農林水産業の分野における6次産業化^{※11}の進展、地域資源の活用など、女性の役割の重要性がますます高まっている状況にあります。これからの農林水産業を女性や若者にとってより魅力ある産業にし、活性化を図るためにも、女性と男性が互いに対等なパートナーとして政策・方針決定過程や経営に参画していくことのできる環境の整備が必要であるといえます。
- また、生産と生活が密接につながっていることによって労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化し、個人としての尊厳が尊重される経営に転じていくことも必要です。

農林漁業就業者の男女比



資料：国勢調査

※11 6次産業化：農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

施策の方向(1) 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力を発揮できる環境の整備を促進するとともに、地域の活性化を図ります。

具体的施策	取組内容	担当課
地域活動における男女共同参画の推進	各種広報媒体等を活用して、暮らしやすい活力ある地域社会をつくるため、男性の家庭・地域活動への参画、女性の社会参画や地域活動における意思決定の場への参画を促進するための啓発を行います。	人権推進課
環境保全分野に関わる女性の参画の促進	環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を活かすため、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っていくとともに、環境保全活動に関する学習機会の提供に取り組みます。	環境推進課
市民の地域活動への参画の促進	地域における団体活動を支援するとともに、地域活動への市民の参画促進を図るため、活動支援を行います。	地域政策課 生涯学習振興課 関係各課

施策の方向(2) 農山漁村における男女共同参画の促進

農山漁村において、地域の重要な担い手である女性の働きやすい就業環境づくりのため、支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
農林水産業における女性の参画の促進	農林水産業において、家族間の役割分担、就業条件等を明確にした家族経営協定の普及促進を図ります。	農林水産課
	関係機関・団体が行う能力開発や経営能力向上に関する学習、交流の場等について情報提供を行い女性の能力開発を支援するとともに、農業委員など、政策・方針決定の場への女性の参画促進に取り組みます。	産業振興課 農林水産課 農業委員会
	女性の感性や能力を活かし、地産地消の推進や農林水産物の加工、イベント等による農林水産物の消費拡大への支援を行います。また、女性の自主的な活動を促すため、イベント等によりグループ間や消費者との交流を支援します。	農林水産課

計画の指標

指 標	現状値	R9(2027)年度 目標値
地域活動の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	34.8% R4(2022)年度	増加させる
廃棄物減量等推進審議会における女性の割合	62.5% R4(2022)年度	現状維持する
農業委員に占める女性割合	37.5% R5(2023)年度	増加させる
下松市農政対策審議会委員に占める女性数	14.3% R5(2023)年度	35%

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会を実現していくうえで、課題として挙げられるものに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があります。こうした意識は次第に変わりつつありますが、いまだに残っており、これに基づく社会制度や慣行などが、個人の行動を制限し、女性だけでなく、男性の多様な生き方の選択や能力発揮を妨げる要因ともなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、個人を尊重する人権意識の醸成とともに、一人一人の固定的な役割分担意識の見直しが必要です。

様々な場において、社会のしきたりや慣行を男女共同参画の視点で見直すとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着を図るため、意識啓発や広報を積極的に展開し、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成

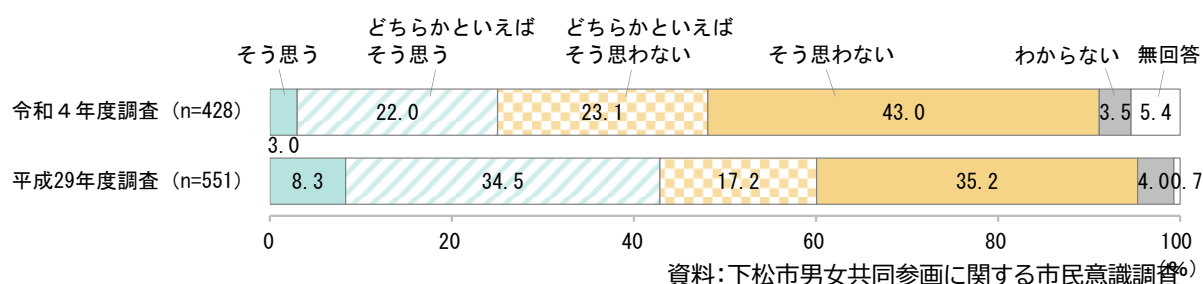
市民一人一人が男女共同参画に関する認識やその意義について理解を深め、あらゆる場面における男女共同参画の積極的な実践や、女性の活躍を妨げている社会制度や慣行の見直しにつながるよう、幅広い層に対して、親しみやすくわかりやすい広報・啓発を推進します。さらに、男性が家事・子育て・介護等の生活や地域活動に積極的に参画できるよう、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、男女共同参画への男性や市民、職場の理解促進を図ります。

また、市においては職員に対する研修や市民意識調査の実施・分析等により、男女共同参画に関する意識の醸成を図り、施策への反映に努めるほか、率先して男性職員の育児参画を推進します。

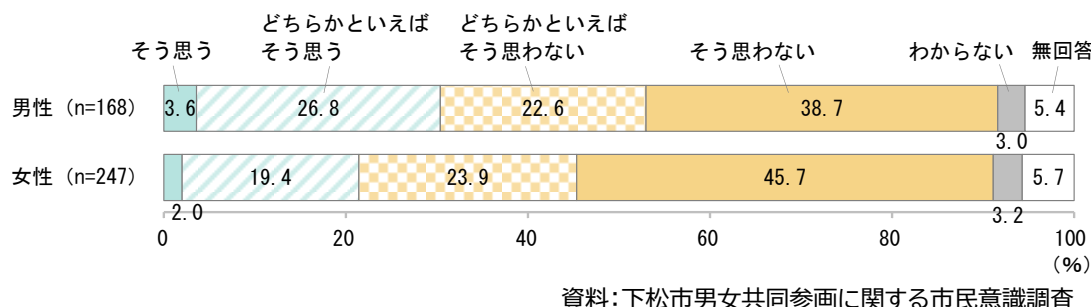
現状と課題

- 長い人生の中で、一人一人がお互いを尊重しながら、性別にかかわらず主体的で多様な選択をし、自分らしく生きるためには、男女共同参画への理解を深め、意識を育む必要があります。
- しかし、意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※¹²)は、女性にも男性にもあるものです。また、男女間や世代間で差が大きいので、子どもをはじめ様々な世代で意識改革を進めることが重要です。
- 市民意識調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良い」という考え方について、賛成(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)と回答した人は 25.0%(前回調査 42.8%)、反対(「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計)と回答した人は 66.1%(前回調査 52.4%)と意識の変化がみられます。男女別にみると、男性は賛成 30.4%、反対 61.3%、女性は賛成 21.4%、反対 69.6%と、男女で意識に差がみられます。

夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良いという考え方

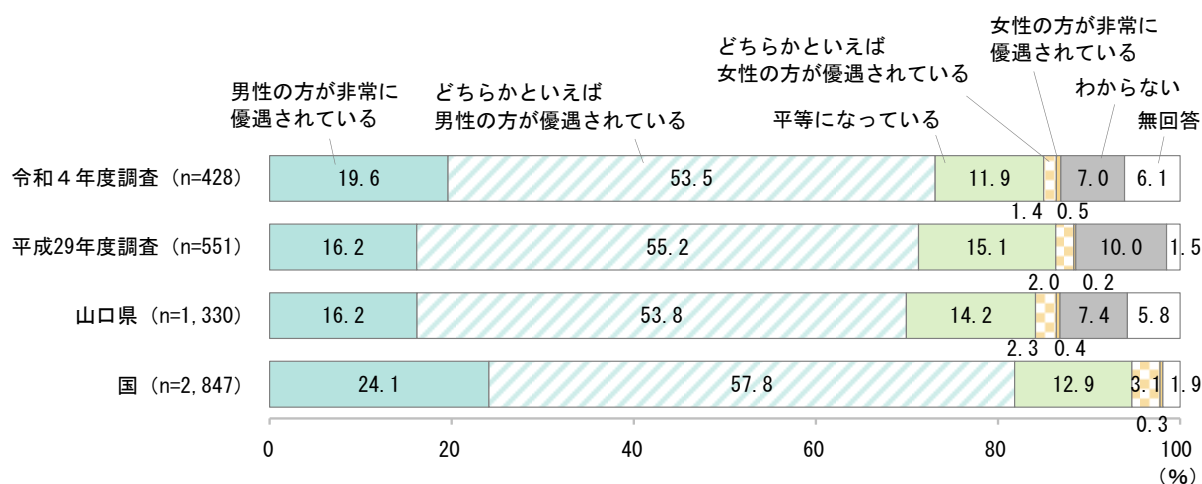


夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良いという考え方<性別>



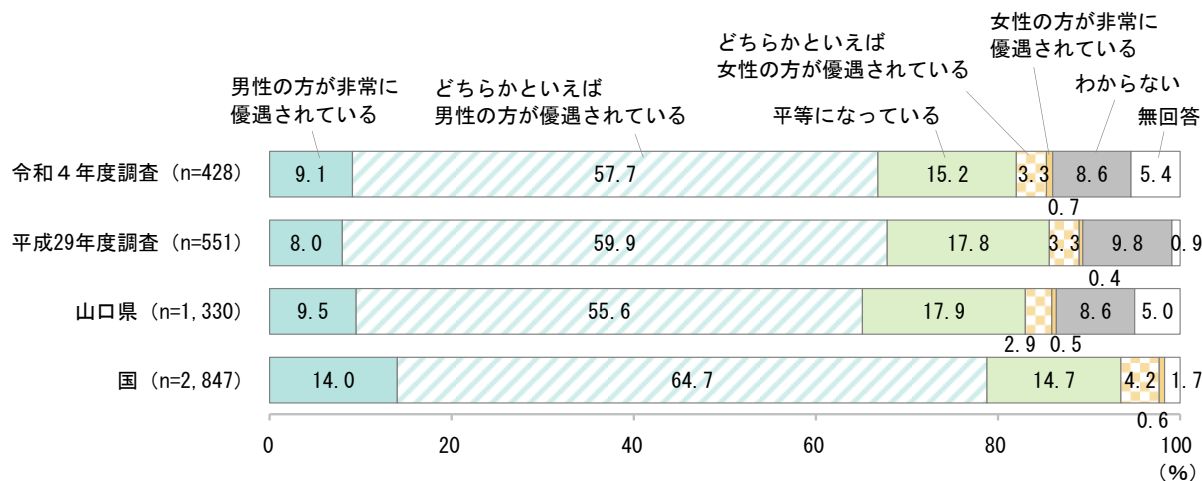
- 男女の地位の平等感については、「社会通念・習慣・しきたりなど」では 73.1%、「社会全体」では 66.8%の人が男性の方が優遇されていると回答しており、前回調査のそれぞれの回答 71.4%、67.9%と比較して、あまり変化がみられないことが分かります。
- また、本市でも若い女性は転出超過となっていますが、地方出身の若い女性が東京で暮らす理由として、進学、就職のほか「親元や地元を離れたかった」というものも挙がっており、これは固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス等が関係しているとも考えられます。
- 職場、家庭、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を男女共同参画の視点で見直すとともに、男女共同参画やジェンダーに関する正しい認識を深め、定着を図るため、意識啓発や広報を積極的に展開する必要があります。
- さらに、個人の人権を尊重する意識は、性別にかかわらず個人として個性と能力を発揮する機会の確保のため、基本となるものです。人権意識の醸成のため、幅広い層に対して、親しみやすく分かりやすい広報・啓発の推進が求められています。

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

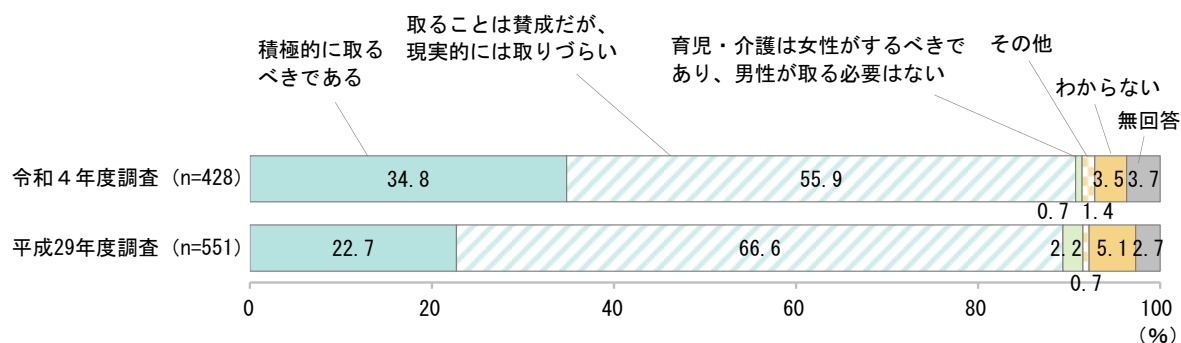
社会全体における男女の地位の平等感



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

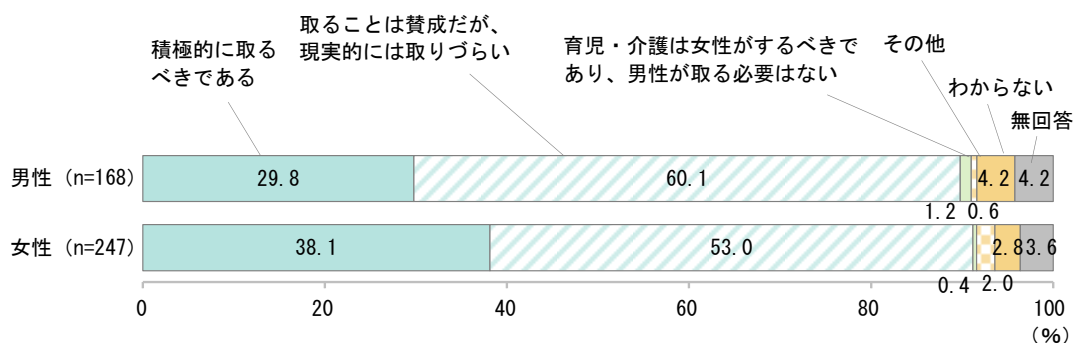
- 男性が育児休業等を利用することについて、市民意識調査の結果では、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらい」が 55.9%で最も高く、次いで「積極的に取るべきである」が 34.8%が続いています。前回調査と比べると「積極的に取るべきである」の割合が高くなっています。また、性別にみると、女性は男性に比べて「積極的に取るべきである」の割合が高くなっています。

男性の「育児休業制度」・「介護休業制度」・「子の看護休暇制度」の利用について



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

男性の「育児休業制度」・「介護休業制度」・「子の看護休暇制度」の利用について<性別>

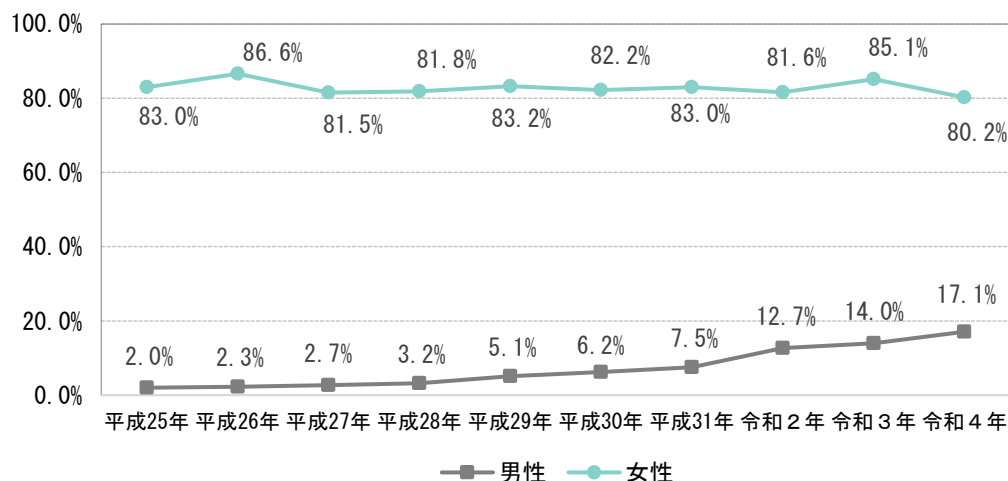


資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

※12 アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み):誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

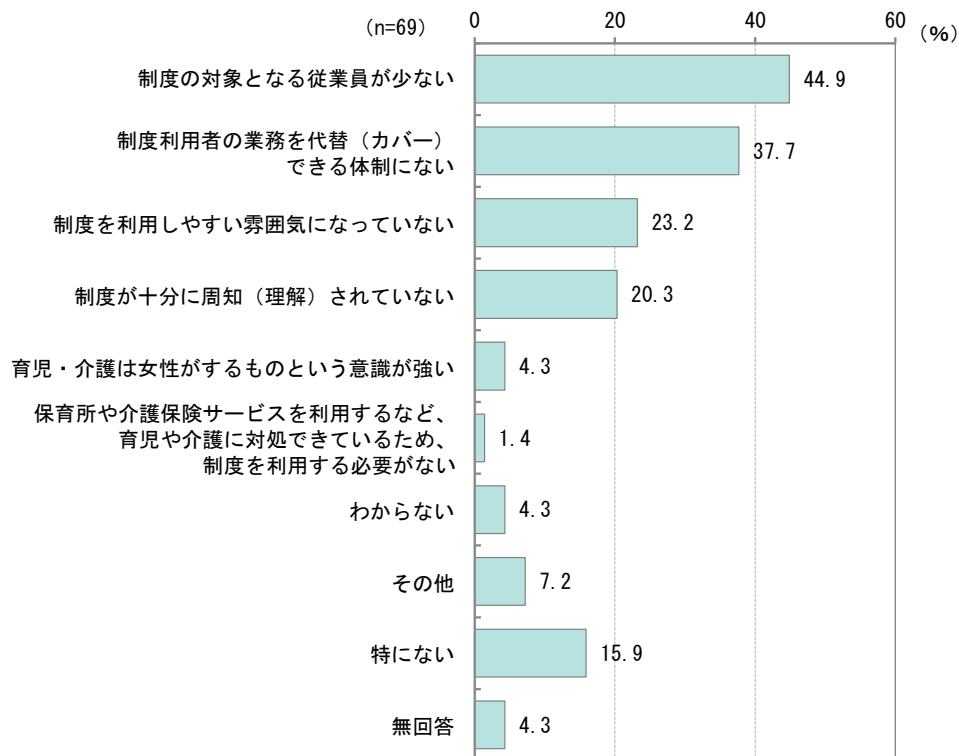
- 国の調査結果では、男性の育児休業取得者の割合は、年々上昇してきているものの令和4（2022）年時点で17.1%と2割を下回っています。
- 市の事業所調査によれば、男性従業員が育児休業制度・介護休業制度・子の看護休暇制度を利用するうえでの課題としては、「制度の対象となる従業員が少ない」が44.9%と最も高く、次いで「制度利用者の業務を代替（カバー）できる体制にない」が37.7%などとなっています。

育児休業取得率の推移



資料：雇用均等基本調査

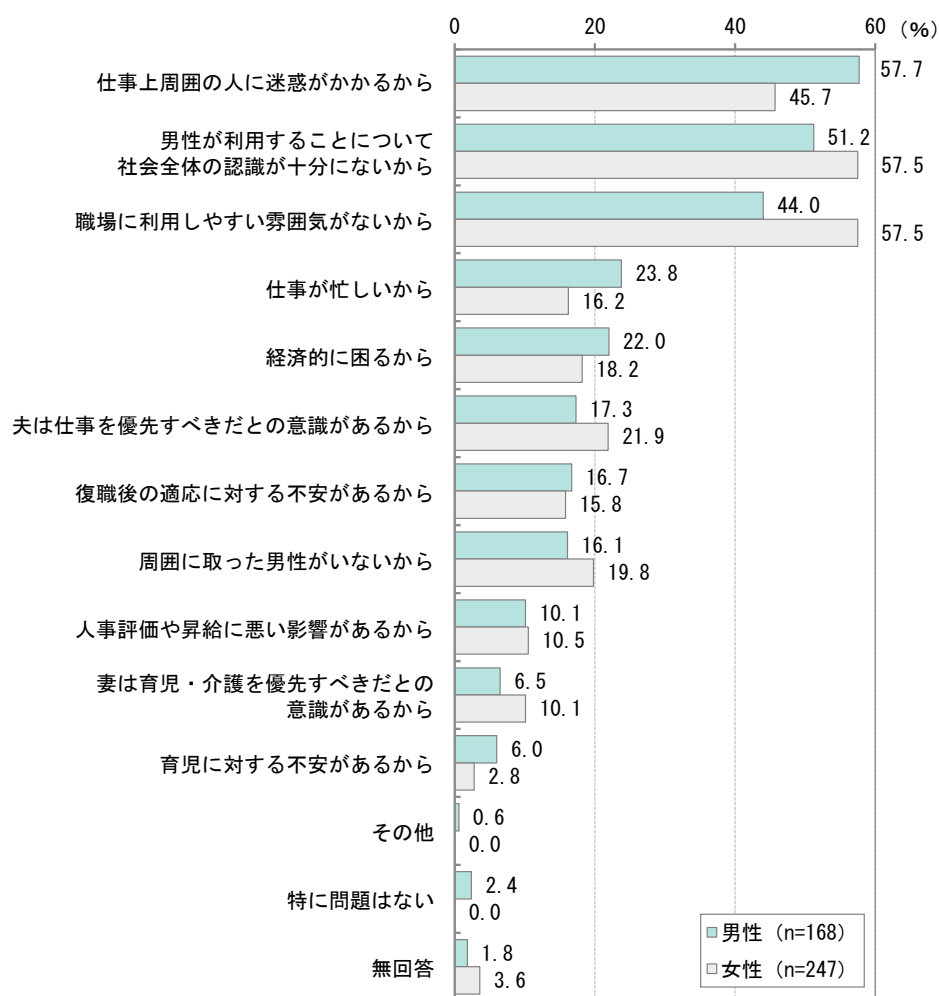
男性従業員が育児休業制度・介護休業制度・子の看護休暇制度を利用するうえでの課題



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

- 男性の利用者が女性に比べて少ない理由については、「仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」、「男性が利用することについて社会全体の認識が十分でないから」、「職場に利用しやすい雰囲気がないから」が上位となっています。また、性別にみると、「仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」は、男性(57.7%)が女性(45.7%)よりも高くなっています。
- 男性の家庭生活への参画を促進するための情報の提供や、広報啓発を充実させることに加え、事業所に対しては業種や事業規模に応じた支援が必要とされています。

男性での「育児休業制度」・「介護休業制度」・「子の看護休暇制度」の利用者が少ない理由



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1) 人権を尊重する市民意識の醸成

男女が個人として個性と能力を発揮する機会を確保するために基本となる人権意識の醸成に向け、幅広い層に対して、親しみやすく分かりやすい広報・啓発を推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
人権を尊重する意識の醸成	基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発資料等を活用し、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。	人権推進課 生涯学習振興課
	学校教育や社会教育において、講演会・講座等の開催により、人権について正しい知識の普及を図ります。	生涯学習振興課 学校教育課
職員の意識啓発	人権の尊重に関する研修を実施し、職員の意識啓発を図ります。	総務課 人権推進課 生涯学習振興課
関係機関等と連携した啓発及び人権相談の実施	関係機関・団体と連携して啓発活動及び人権相談を実施します。	人権推進課

施策の方向(2) 男女共同参画に関する意識の啓発

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、市民の理解と関心を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しについて、分かりやすい意識啓発や広報活動に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	男女共同参画に関する講座・講演会を開催し、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を図ります。また、女性団体等と連携して取組を推進するとともに、活動支援を行います。	人権推進課 生涯学習振興課
	山口県男女共同参画推進月間(10月)を中心に、多様な広報媒体や啓発資料を活用し、男女共同参画社会やジェンダーの正しい理解についての促進、アンコンシャス・バイアスの解消に取り組みます。	人権推進課
職員の男女共同参画意識の向上	職員に対する男女共同参画に関する研修を実施し、意識の向上を図るとともに、男女共同参画の視点から業務を点検し、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにより中立に機能していないものについては、解消に努めるよう呼びかけます。	総務課 人権推進課

意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所における意識・実態調査を実施し、調査結果の検証を行い、施策推進の基礎資料とします。	人権推進課
---------	--	-------

施策の方向(3) 男性の男女共同参画の推進

男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画しやすい環境をつくるため、固定的役割分担意識解消や就業環境の整備のための啓発活動を行うほか、率先して市の男性職員の育児参画を促進します。

具体的施策	取組内容	担当課
固定的な役割分担意識の解消	各種セミナー等の学習機会、広報やホームページなど、様々な機会をとらえて男性を対象とした固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行い、意識の醸成を図ります。	人権推進課
男性を対象とした講座の実施	男性が参加しやすい講座の開催を通じて、男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するとともに、支援に努めます。	健康増進課 高齢福祉課
家庭生活への参画についての理解促進	事業所や市民に対して、男性の家庭生活への参画についての意識啓発を図るとともに、育児休業・介護休業に関する支援制度について周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて普及啓発を行います。	人権推進課 産業振興課
市における男性職員の育児参画の促進	下松市における「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」等に基づき、率先して男性の育児への参画を推進するため、男性職員に対し、育児休業の取得及び配偶者出産休暇・育児参加休暇等の取得を促進します。	総務課

計画の指標

指 標		R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	法律や制度の面で	33.4%	増加させる
	社会通念・慣習・しきたり	11.9%	増加させる
	社会全体	15.2%	増加させる
	家庭生活の中において	29.4%	増加させる
固定的な性別役割分担意識 (「夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良い」という 考えに賛成する人の割合)		25.0%	減少させる

固定的な性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良い)

区 分	H29(2017)年度		R4(2022)年度	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対
全 体	42.8%	52.4%	25.0%	66.1%
男 性	49.0%	45.7%	30.4%	61.3%
女 性	38.2%	57.5%	21.4%	69.6%

計画の指標

指 標	R8(2026)年度 目標値	R4(2022)年度 現状値
下松市男性職員の2週間以上の育児休業取得率	100%	19%
下松市男性職員の子の出生後1年までの1か月超の育児 関連休暇等の取得率	100%	—

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

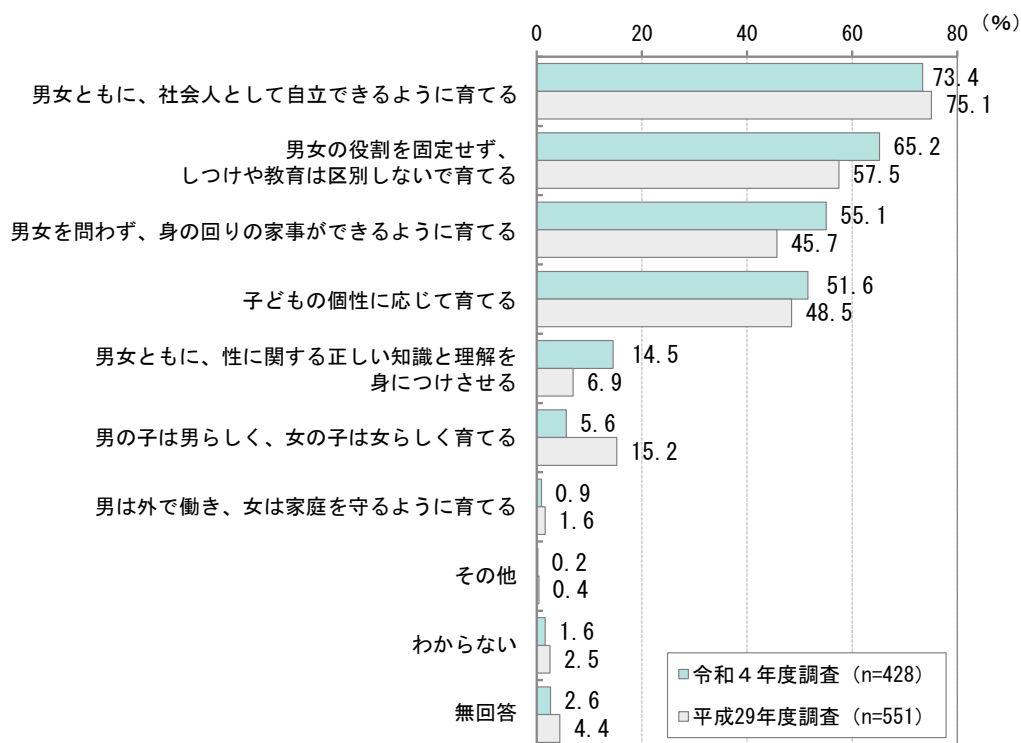
家庭、学校、職場、地域社会において、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進し、人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を図るため、学習機会の提供・充実に努めます。

男女共同参画に関連する国際規範や基準の周知に努めるとともに、多様な価値観や文化の理解促進を通じて、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材の育成に取り組みます。

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の改革や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するため、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。
- 特に子どもに対するこれらの取組は、子どもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながるため、学校教育や家庭教育において、積極的に推進することが大切です。
- 市民意識調査の結果では、子育てに対する考えについて、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」との回答が上位に挙がっています。

子育てに関する考え



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- さらに、近年のグローバル化の進展により、社会、特に企業におけるダイバーシティ※13(多様性)の尊重は企業の発展のために欠かせない要素となっており、男性や女性、若者や高齢者、日本人や外国人等の多様な価値観を取り入れた学校教育や社会教育、生涯教育を行う必要があります。

※13 ダイバーシティ:「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

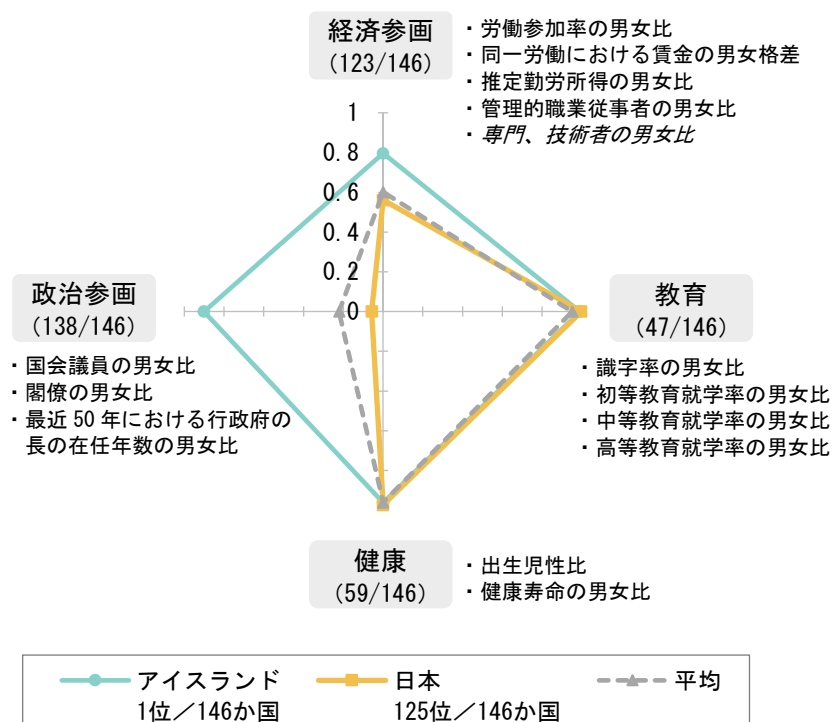
- 男女共同参画の推進は、「女子差別撤廃条約」※14 や「北京宣言及び行動綱領」※15、など国際社会における様々な取組とも密接に関係していることから、その推進に当たっては持続可能な開発目標(SDGs)等の国際的な潮流も踏まえる必要があります。
- 特に、日本は国際的にみて男女格差が大きいとの報告もあり、政治・経済分野における女性の活躍推進をはじめ、国際交流や国際協力を通じて世界の動向や規範の周知・浸透を促し、男女共同参画の推進に活かす必要があります。また、国際化の進展に伴い、就労・生活する外国人が今後増加することも予想されます。
- 男女共同参画に関連する国際的な動向の紹介や国際的規範の普及啓発を図るとともに、男女共同参画の視点に立って、国際交流・国際協力への理解を促進し、国際感覚を備えた人材を育成するための取組が必要です。

[参考]ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数はスイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定した 4 分野のデータから構成された男女格差を測る指数で、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。

令和5(2023)年の報告では、我が国は 165 か国中 125 位(前年:146 か国中 116 位)で依然として政治・経済分野の値が低い状況です。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643



※日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載

資料:World Economic Forum(2023 年)

施策の方向(1) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭、学校、地域等において、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	講座等の学習機会、広報やホームページ、啓発資料の活用などを通じ、継続的に家庭や地域などあらゆる場面での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	人権推進課
男女平等の視点に立った教育	児童生徒の発達の段階に応じて、学校教育活動を通じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに関する教育を推進します。	学校教育課
進路指導の充実	子どもたち一人一人が自らの生き方を考え、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、性別にとらわれず児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を実施するとともに、進路指導に当たっては、児童生徒が主体的に多様な選択ができるよう配慮します。	学校教育課

施策の方向(2) 国際理解及び交流の推進

男女共同参画に関連する国際規範や基準の周知に努めるとともに、多様な価値観や文化の理解促進を通じて、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材育成に向けた取組を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
国際規範・基準の浸透	男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会を通して周知を図ります。	人権推進課
国際感覚を備えた人材育成及び相互理解の促進	国際理解と、コミュニケーション能力を備えた人材の育成を図るため、外国語や多文化について学習する機会を提供します。	地域政策課 教育総務課 学校教育課

計画の指標

指 標	現状値	目標値
学校教育の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	55.1% R4(2022)年度	増加させる R9(2027)年度
出前講座受講者数	1,317 人 R4(2022)年度	2,500 人 R7(2025)年度
出前講座市民講師数	32 人・団体 R4(2022)年度	40人・団体 R7(2025)年度
生涯学習機会の充実施策に関する満足度	13.6% H31(2019)年度	20.0% R7(2025)年度

※14 女子差別撤廃条約:正式名は「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」。昭和 54(1979)年に国連総会で採択され、昭和 56(1981)年に発効。日本は昭和 60(1985)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対するあらゆる差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

※15 北京宣言及び行動綱領:平成 7(1995)年の第 4 回世界女性大会で採択されたもの。行動綱領は下記の 12 の重大領域にそって女性のエンパワメント※注のための戦略目標と行動を記している。

①女性と貧困 ②女性の教育と訓練 ③女性と健康 ④女性に対する暴行 ⑤女性と武力闘争 ⑥女性と経済
⑦権力及び意思決定における女性 ⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み ⑨女性の人権
⑩女性とメディア ⑪女性と環境 ⑫女兒

※注 エンパワメント…力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

基本目標Ⅲ

男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、安全で安心して生き生きと暮らせる社会づくりを進めることは非常に重要です。

個人に対する重大な人権侵害である暴力は、決して許されるものではなく、配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等は、克服すべき重要な課題です。

また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提ともいえるものです。

地域社会を取り巻く状況が変化する中、年齢や障害、性別にかかわらず、また、困難な問題を抱える人も、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、環境の整備や支援を行う必要があります。

さらに、地域の災害時等に、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点で、防災・減災への取組及び、避難所運営や被災者支援等を実施することが求められています。

重点項目6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力(DV)やストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力の根絶を目指して暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知を行い、相談から自立支援まで状況に応じたきめ細かな対応に努めます。

現状と課題

- 配偶者やパートナー等からの暴力(DV)やストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどは重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、互いを尊重し対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を妨げるものです。
- DV については、家庭内等で行われることが多く、当事者が加害や被害に気付きにくい場合があります。また、被害者は強い恐怖感や「暴力を振るわれるのは愛されているから」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから家を出る決心がつかなかったり、経済的な問題や子どもの安全・就学の問題が気にかかる、これまで築いたものを失う、などの理由から、逃げることに踏み切れなかったりすることもあります。そのため、時として命にかかわる重大な事案があるにもかかわらず、被害者がどこにも相談せず、暴力が潜在化する傾向があります。DV は身近な問題として、一人一人が暴力を許さない、被害を見逃さないという意識を持つことが重要です。

配偶者等からの暴力(DV)とは

- 一般的に配偶者や恋人などの関係にある、又はあった相手が行う暴力のことを「ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)」といい、略して DV と呼びます。
- 被害者の多くは女性とされていますが、男性が被害者である場合もあります。
- 交際相手からの暴力をデート DV と呼ぶこともあり、近年、10 歳代、20 歳代の若年層におけるデート DV が問題となっています。

暴力の種類

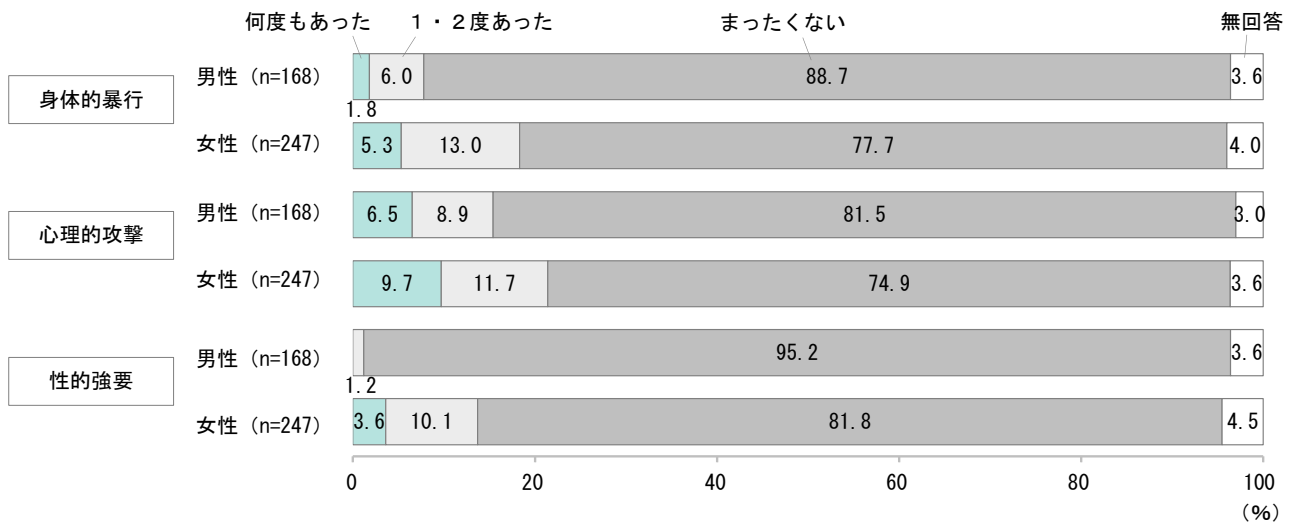
- ◆ 身体的なもの 平手で打つ、なぐる、ける、凶器をつきつける、髪をひっぱる、首をしめる、引きずりまわす、物を投げつける、など
- ◆ 精神的なもの 大声でどなる、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、家族や友人とつきあうのを制限したり電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視する、人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言う、生活費を渡さない、外で働くなどと言う、子どもに危害を加えると言っておどす、など
※生活費を渡さない、仕事を制限する行為などは、「経済的なもの」と分類される場合もあります。
- ◆ 性的なもの 見たくないのにパルノを見せる、嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、など

暴力による影響

- ◆ 被害者は、けがなどの身体的影響を受けるだけでなく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることがあります。
- ◆ 子どもの前で DV が行われることを面前 DV といい、面前 DV は子どもへの心理的虐待にあたります。暴力を目撃した子どもは、心理的・身体的に様々な症状が現れる場合があります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

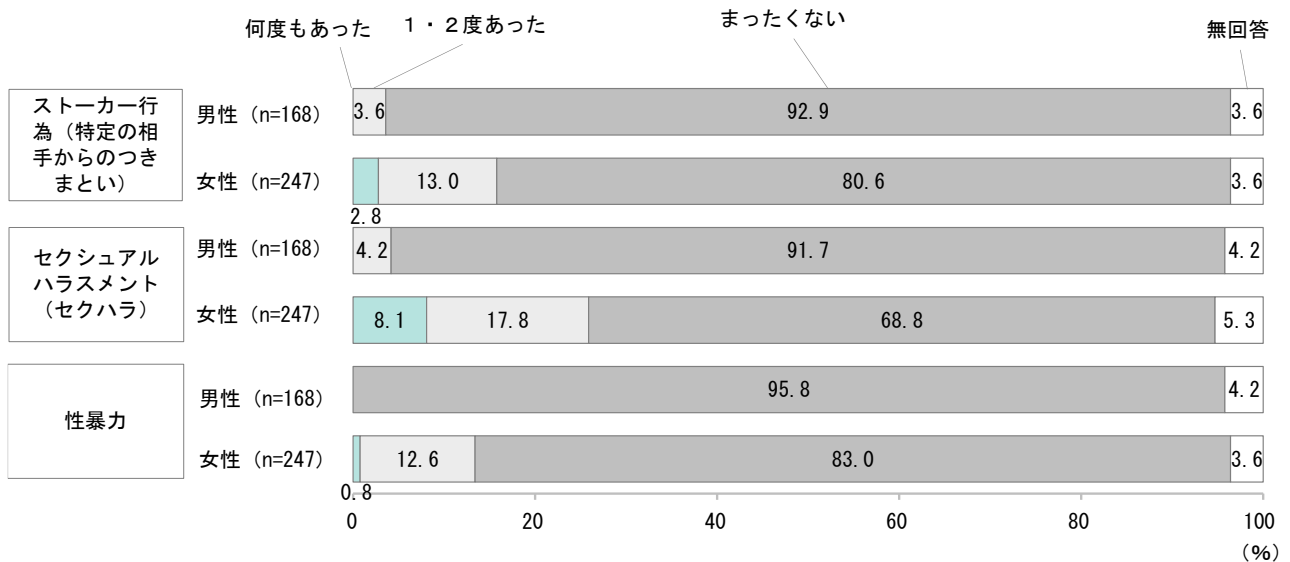
- これらの被害を受けた人は男女ともにいますが、被害者は女性の方が多くなっています。その背景には、固定的な性別意識や社会構造上の問題等が関係していると考えられます。

配偶者や親しいパートナーから暴力を受けた経験



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

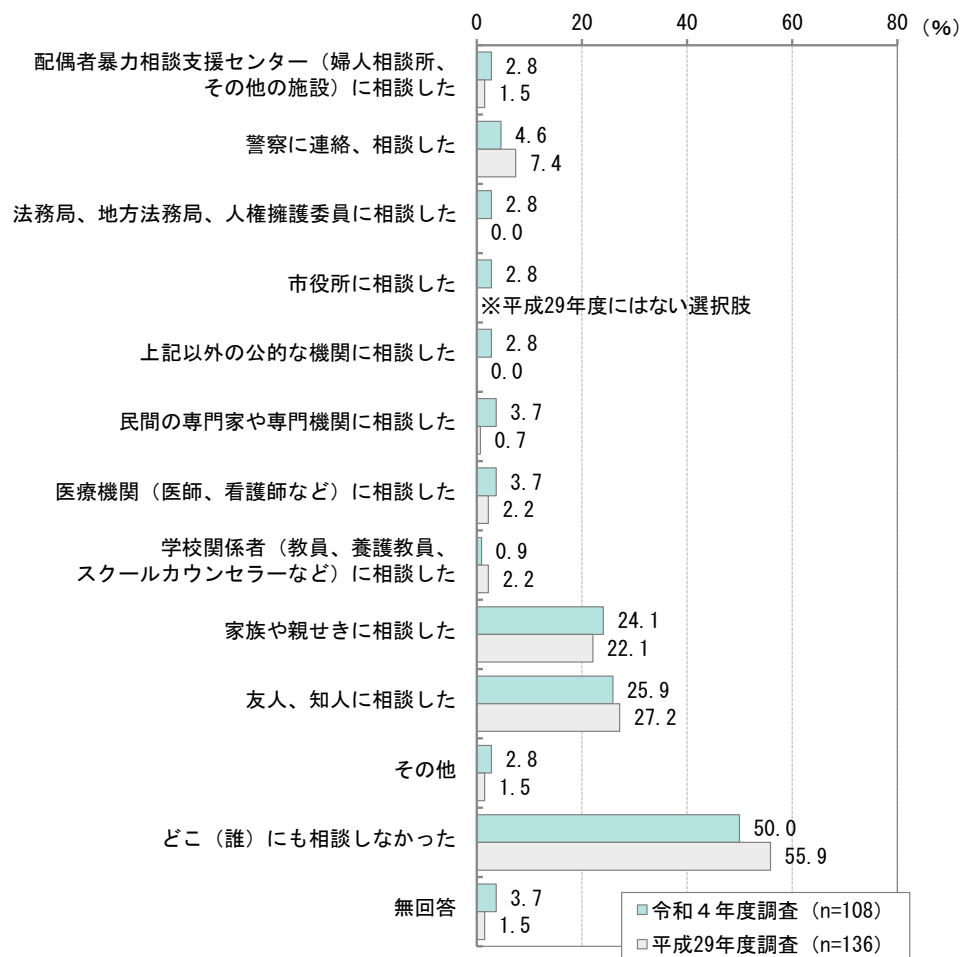
ハラスメント等の経験



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 市民意識調査の結果では、DV を受けた人のうち、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した人が5割となっており、相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思ったから」という回答が高くなっています。
- 相談窓口の更なる周知や関係機関と連携して相談から生活の支援まで、状況に応じた支援体制の充実に努めるとともに、DV 等についての正しい理解と認識を深めるため、啓発を行っていく必要があります。また、DV については児童への悪影響も指摘されているところから、関係部署や機関と連携して対応することが重要です。
- 近年では、交際相手からの暴力(デート DV)や、SNS等のインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力やリベンジポルノ※16、性犯罪、売買春など、被害が多様化しており、こうした新しい形での暴力への対応や、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

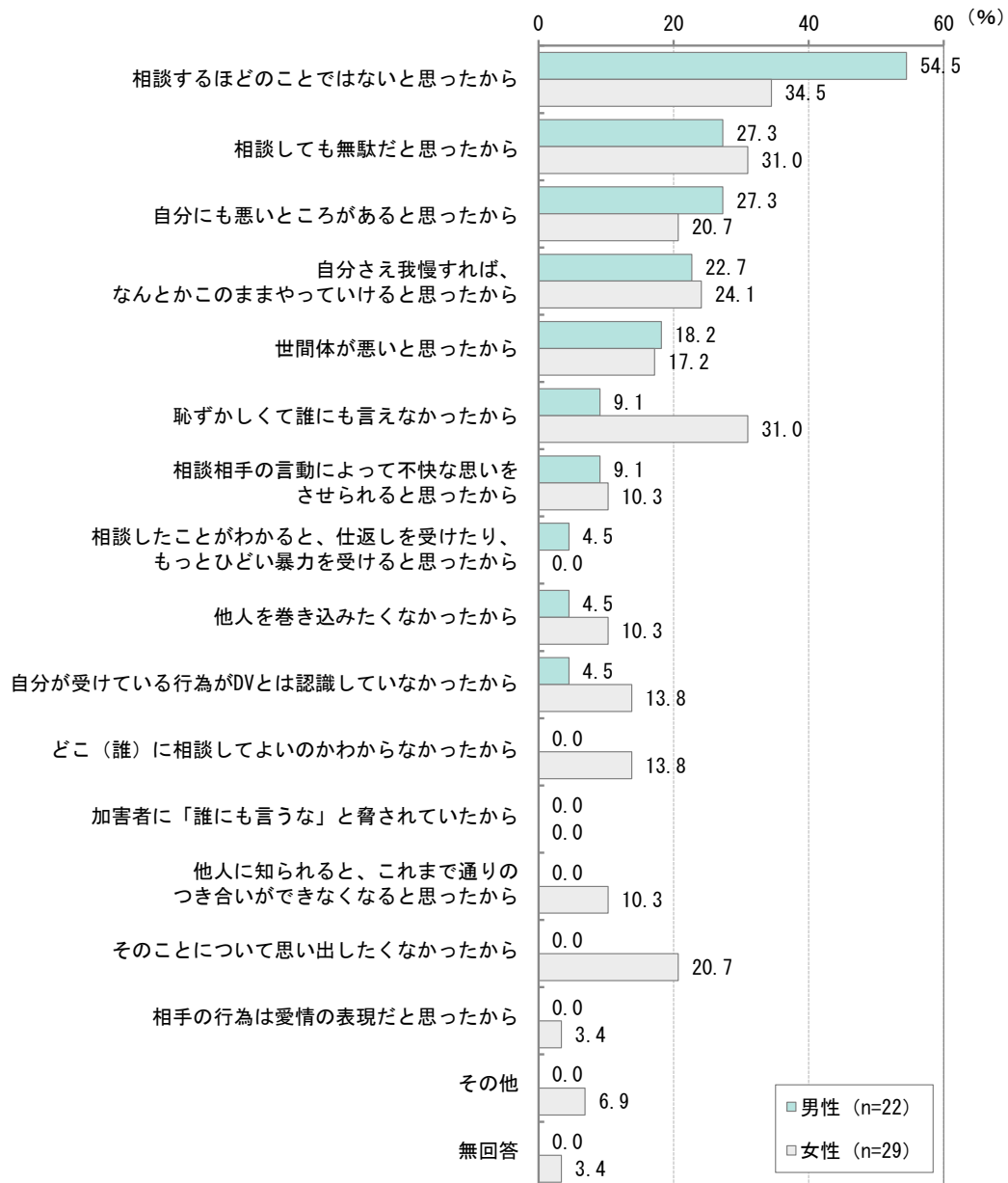
暴力を受けた際の相談状況



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

※16 リベンジポルノ:元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。

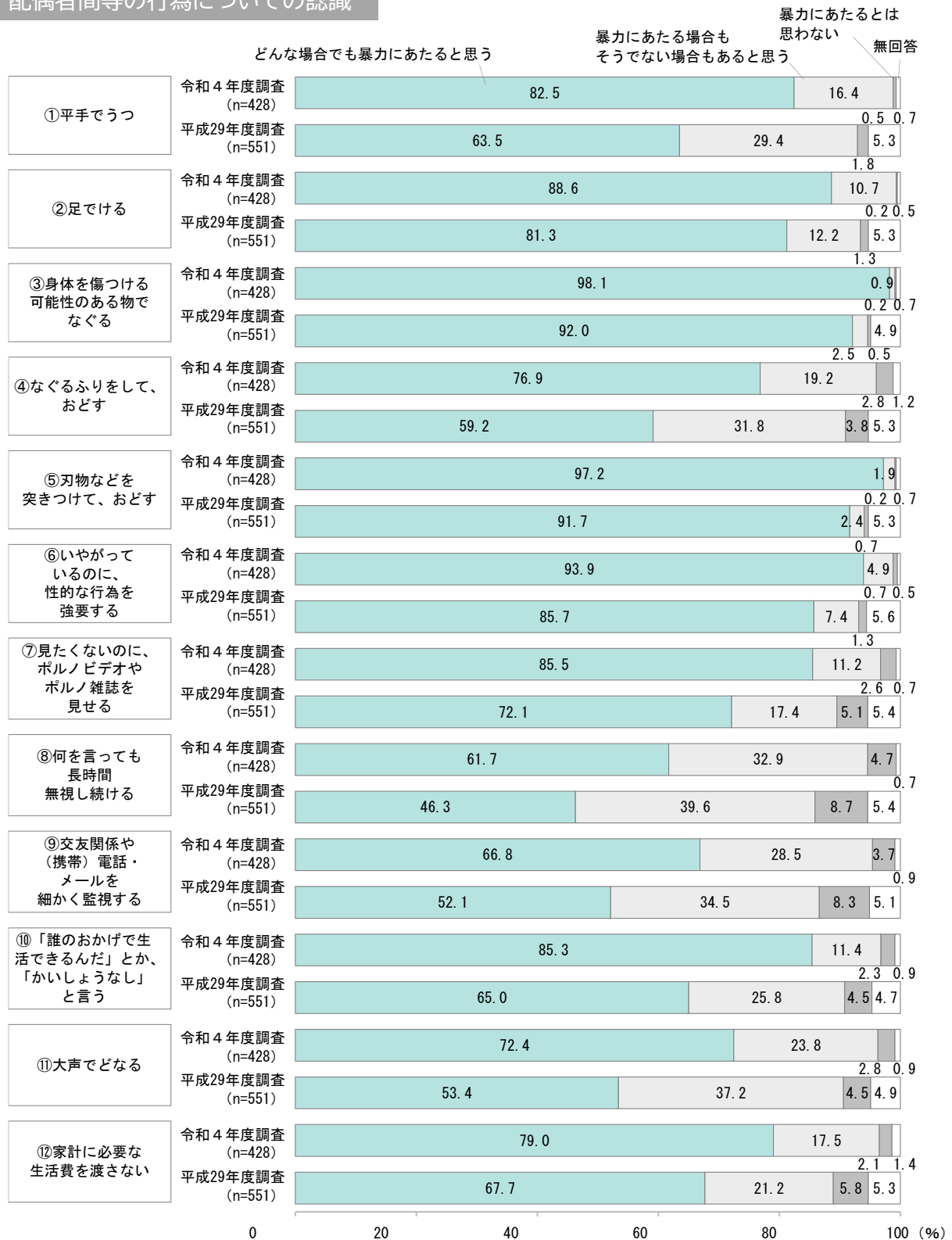
どこ(誰)にも相談しなかった理由<性別>



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 配偶者やパートナー間の暴力の認識については、すべての項目で前回調査より「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合が増えていますが、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力のいずれの項目においても、「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」「暴力にあたると思わない」との回答がみられます。

配偶者間等の行為についての認識



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1) 暴力を許さない基盤づくりの推進

DVをはじめとしたあらゆる暴力の防止及び被害者の早期発見、早期対応につながるよう、暴力を許さない社会的気運の醸成のための広報・啓発を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
あらゆる暴力を許さないための広報・啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間ほか、様々な機会をとらえてDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為、交際相手からの暴力、児童虐待などの暴力防止のための啓発を行います。	人権推進課 こども家庭課
DV防止のための啓発の促進	講座などの学習機会や啓発資料の活用等により、DVに関する正しい知識の普及など、DV防止のための啓発を行います。	人権推進課 生涯学習振興課
	若年層における交際相手や配偶者等からの暴力の問題について、学習機会の提供や、啓発資料などにより正しい知識の普及・啓発を行います。	人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課
メディア・リテラシー※ ¹⁷ に関する啓発	メディアを通じて流れる性差別や、子ども・女性への暴力や性の商品化を誘発する表現に対応するため、様々な情報を判断する能力や適切に発信する能力を身につけられるよう、情報モラル※ ¹⁸ やメディア・リテラシーの向上について啓発を行います。	生活安全課 生涯学習振興課 学校教育課
青少年を守る良好な環境づくり	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗に対し、関係機関・団体と連携して、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。	生涯学習振興課
ハラスメントの防止対策の推進	学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。	総務課 人権推進課 産業振興課 学校教育課
防犯対策の強化	防犯灯の設置に対する助成や、防犯カメラの設置等により防犯対策の強化を推進します。	生活安全課

※17 メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを複合した能力のこと。

※18 情報モラル：情報社会において、インターネット等の情報の受信者・発信者、それぞれの立場としての自覚を持って、適正な利用を行うために必要となる考え方。

施策の方向(2) 相談・支援体制の充実

被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談体制の充実や関係部署及び関係機関との連携により、きめ細かな相談対応に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
相談窓口の周知	被害者の早期発見、早期対応につながるよう、市広報やホームページの活用、相談窓口 PR カードの設置など、様々な手段により DV や性暴力被害相談窓口等の周知を図ります。	人権推進課 生活安全課
	市の窓口など市民対応のあらゆる機会を通じて、被害者の早期発見に努め、適切な相談窓口・機関につなげます。	人権推進課 関係各課
相談体制の充実	相談員や職員により相談対応や必要な情報提供を行います。また、研修受講等により相談員及び職員の資質向上を図ります。	人権推進課 生活安全課
	関係部署や関係機関との情報交換や研修等を通じ、連携強化を図ります。	人権推進課 関係各課
	DV、ストーカー等の被害者に対し庁内の関係部署や関係機関との連携を強化し、ワンストップ・サービスによる相談対応に努めます。性暴力被害については、山口県の性暴力被害者支援システム「あさがお」※19 の周知を図り、連携して対応するとともに、犯罪被害者等支援条例に基づき支援します。	人権推進課 市民課 生活安全課 こども家庭課 関係各課

※19 やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」

山口県では、性暴力被害者を総合的に支援するため「やまぐち性暴力相談ダイヤル」を開設しています。被害者に対し、相談支援員が寄り添いながら、医療支援、心理的支援、法的支援などを行います。

相談専用電話 083-902-0889

運営時間 24 時間 365 日

※月～金 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分以外、夜間、土日、祝日、年末年始はコールセンターが対応。看護師等の女性の相談支援員が対応。
※被害直後の緊急医療支援についても、24 時間 365 日対応。

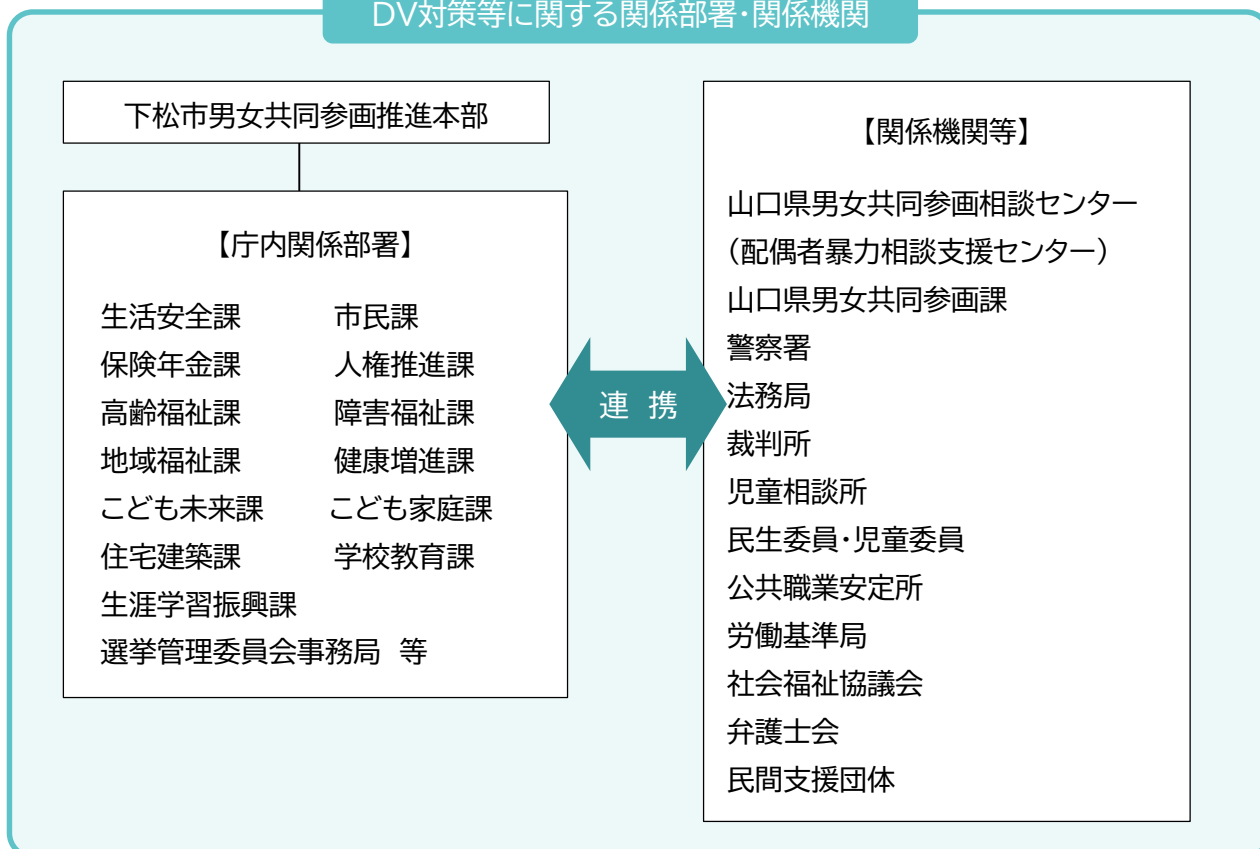
施策の方向(3) 被害者の自立に向けた支援

関係部署や関係機関等と連携し、相談対応から保護、自立支援まで被害者や同伴児童の状況に応じた切れ目のない支援に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
DV 被害者等の安全確保	DV 等により、危険がある被害者及び同伴児童について、山口県男女共同参画相談センターや警察等の関係機関と連携して対応し、状況が切迫している場合には一時保護につなげます。	人権推進課
	住民基本台帳事務における閲覧制限、選挙人名簿抄本の閲覧における配慮のほか、被害者及び同伴児童に関する情報管理の徹底を図ります。	人権推進課 市民課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課 選挙管理委員会 事務局 関係各課
DV 被害者等の自立支援	被害者や同伴児童が安心して安全に生活できるよう、公営住宅、児童福祉、手当、高齢者福祉、障害者福祉、保健活動、医療、保険、年金、就学、法律相談、犯罪被害者等支援、生活困窮者自立支援、生活保護等の制度を適切に活用して、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて連絡・調整や手続きの支援を行います。	人権推進課 生活安全課 住宅建築課 こども未来課 こども家庭課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 健康増進課 保険年金課 学校教育課 関係各課
子どもの安全確保	「要保護児童対策地域協議会」等を活用して、家庭児童相談担当等の関係部署と連携し、面前 DV 被害者や被虐待児などの要保護児童の発見や、児童虐待の防止・対応に努めます。	人権推進課 こども家庭課 学校教育課 生涯学習振興課 関係各課
	子育てに関する不安を抱える家庭や、虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対して、子育てに関する相談や、保健師等による養育に関する指導・助言、家事・育児等の生活支援等を実施します。	

支援内容	具体的内容(主なもの)	関係課
相談・連絡調整	・被害者の相談窓口 ・関係機関との連絡調整	人権推進課 関係各課
啓発活動	・予防に関する広報、啓発	人権推進課 生涯学習振興課 関係各課
早期発見	・日常業務における被害者の発見	こども未来課 こども家庭課 健康増進課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 市民課 生活安全課 学校教育課 関係各課
生活支援	・児童に関する手当等 ・母子の保護に関すること ・家事・育児等の支援 ・福祉医療 ・高齢者支援 ・障害者支援 ・生活困窮者自立支援 ・生活保護 ・犯罪被害者支援	こども未来課 こども家庭課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 生活安全課
保健に関すること	・予防接種、検診、健康診査 ・心身の健康に関すること ・妊娠、出産、子育てに関すること	健康増進課 こども家庭課
年金・医療	・年金等に関すること ・国民健康保険、後期高齢者医療	保険年金課
子どもの就学・就園や安全確保	・就学、転校等 ・保育園、幼稚園、放課後児童クラブに関すること	学校教育課 こども未来課
公営住宅	・住宅確保に関すること	住宅建築課
住民票の閲覧制限	・住民基本台帳の閲覧等の制限	市民課
選挙事務における配慮	・選挙人名簿抄本の閲覧における配慮	選挙管理委員会 事務局

DV対策等に関する関係部署・関係機関



計画の指標

指 標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
実際にDVを受けても相談しなかった人の割合	50.0%	減少させる
市役所をDV相談窓口と認知している人の割合	30.4%	100%
夫婦間や親しいパートナーとの間で「平手でうつ」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	82.5%	増加させる
夫婦間や親しいパートナーとの間で「なぐるふりをして、おどす」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	76.9%	増加させる
夫婦間や親しいパートナーとの間で「いやがっているのに性的な行為を強要する」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	93.9%	増加させる

重点項目7 みんなが安心して暮らせる社会づくり

年齢や障害、性別にかかわらず、また、困難な問題を抱える人も、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、環境の整備や支援を行います。

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、まずは誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが非常に重要です。
- 単身世帯や家族形態の変化、非正規雇用労働者の増加等の雇用環境の変化、経済のグローバル化の進展等により、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、経済的な問題など、生活上の困難を抱えやすくなっています。ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、子どもの将来を見据え、生活面での支援や教育の支援が必要です。女性については、社会的要因等を背景に、より経済的に困難に陥りやすいなど、複合的な問題をかかえる場合もあります。
- 少子高齢化も進展しており、生涯にわたり、健康で生き生きと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や、高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取組を一層進めることが重要です。
- 最近では、性的少数者の人権問題も顕在化しており、性的指向や性自認※20等を理由に困難な状況に置かれにくいよう、性の多様性への理解促進について更に取組を進めることが必要です。
- あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、抱えている状況に応じて環境の整備や支援を行う必要があります。

※20 性的指向、性自認

性的指向(Sexual Orientation)は、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを表すものであり、例えば、恋愛・性愛が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性自認(Gender Identity)は、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念で「こころの性」と呼ばれることもあります。

多様な性を表す言葉 ・多様な性を表す言葉はこの他にもあります

- ・SOGI 性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で、性的少数者の人とそうでない人も含めた言葉
 - ・LGBT 次の言葉の頭文字をとった言葉で、Q(クエスチョニング、自分の性が分からない、どちらの性とも決めていない人)+(プラス、その他の人)を加え、LGBTQ+などと表現することもあります。
- | | |
|---------------|---------------------|
| L (レズビアン) | 心の性が女性で恋愛対象も女性 |
| G (ゲイ) | 心の性が男性で恋愛対象も男性 |
| B (バイセクシュアル) | 恋愛対象が女性にも男性にも向いている人 |
| T (トランスジェンダー) | 体の性と心の性が一致しない人 |

参考：第5次男女共同参画基本計画、山口県「知っておきたい『LGBT』等の基礎知識」

施策の方向(1) ひとり親家庭への支援

子どもの養育や経済面等の不安を抱えるひとり親家庭に対して、相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等に対し、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員により、就業支援や各種支援制度の情報提供、子育て等にかかわる相談対応等を行うほか、生活全般にわたる支援に努めます。	こども家庭課

施策の方向(2) 困難な問題を抱えた女性や子どもへの支援

家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、困難な問題を抱える女性や子どもが必要な支援を受けられるよう、相談対応を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
困難な問題を抱えた女性への支援	相談員及び職員により相談対応や必要な情報提供を行い、山口県男女共同参画相談センター等の関係機関と連携して、適切な支援につなげます。	人権推進課
児童虐待防止対策	児童虐待の未然防止・早期発見、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止等の対策を総合的に推進します。	こども家庭課 学校教育課

施策の方向(3) 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備

年齢や障害にかかわらず、あらゆる人が安心して、自分らしく暮らしていける共生社会の実現に向けた取組を進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者一人一人の状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。 (重点項目 2 再掲)	高齢福祉課
生涯現役社会の実現に向けた取組	高齢者が要支援・要介護状態とならないようロコモティブシンドローム※ ²¹ (運動器症候群)予防等、介護予防の取組をするとともに、就労、ボランティア活動や趣味、スポーツなどを通じ社会参加を促します。また、認知症の人やその家族の視点に立った支援を行います。	高齢福祉課 健康増進課 産業振興課 地域交流課 生涯学習振興課

障害のある人への支援	障害のある人が、希望する地域で自分らしく暮らせるよう、相談支援体制や生活を支援するサービス等の充実を図るとともに、障害のある人への理解促進を図り、住みよい地域づくりを進めます。	障害福祉課
------------	--	-------

施策の方向(4) 性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人の人権の尊重のため、正しい理解が深まるよう、啓発に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
性の多様性に関する理解の促進	性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指し、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるための啓発活動や教育の推進に努めます。	人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課

計画の指標

指 標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
地域包括支援センター※22における総合相談	928 件	1,000 件
認知症サポーター	5,751 人	7,300 人

※21 ロコモティブシンドローム：加齢に伴う骨、関節、筋肉等の運動器の機能低下により、介護が必要になったり、寝たきりになったりする可能性の高い状態のこと。

※22 地域包括支援センター：高齢者の諸問題に対して、包括的・継続的な支援を行う中核機関として設置され、介護ケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、地域のネットワークの構築などの業務を行う。

重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援

男女の性差に応じた健康について理解を深めつつ、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{※23}」の視点からも男女の健康を生涯にわたり包括的に支援していきます。

また、飲酒や性感染症など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、正しい理解を得るよう努めます。

現状と課題

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって、前提とも言えるものです。
- 女性については、妊娠・出産する可能性や、更年期障害、特有の疾病等もあり、近年の就業の増加など、健康の問題に関わる状況の変化に応じた対策も必要です。男性については、肥満者の割合や、喫煙・飲酒者の割合が高く、精神面で孤立しやすい、長時間労働のため仕事と生活の調和がとりにくいなどの状況があります。生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠、出産期など人生の段階に応じた健康の保持増進対策が必要です。
- 若年層の望まない妊娠や性感染症の予防などのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点に立って、男女が共に性に関する知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことも重要です。
- また、女性が安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。
- さらに、飲酒・喫煙やHIV／エイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい知識を提供するよう、努める必要があります。

※23 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 6(1994)年の国際人口／開発会議で提唱され、翌年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において重要課題として位置付けられ「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

施策の方向(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

各ライフステージにおける健康の課題などに応じて、一人一人が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康診査や健康教育を実施します。

具体的施策	取組内容	担当課
健康づくり・食育の推進	ライフステージに応じて、健康的な生活習慣の形成に向けた取組を、関係機関、団体と連携して推進します。	健康増進課
健康増進のためのスポーツの推進	男女の健康や体力の保持・増進を図るため、あらゆる年代に応じた参加しやすい生涯スポーツ活動の推進と情報提供に努めます。	地域交流課
生涯に渡る女性の健康支援	思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など生涯を通じて適切な健康の保持増進ができるよう、妊娠・出産期等女性特有の時期や乳がん・子宮がん・骨粗しょう症等女性特有の健康課題に配慮しながら、健康相談や正しい知識の普及啓発、健康診査等女性の健康を支援する取組の充実に努めます。	健康増進課
こころの健康づくりの支援	こころの健康づくりを支援するため、啓発や相談を行います。	健康増進課

施策の方向(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、不妊治療対策等の充実に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援	安心して安全に子どもを産むことができるよう、妊娠から出産、子育てまで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療サービスの提供等が受けられるよう、関係機関と連携して取り組みます。	こども家庭課
不妊治療等に対する支援	不妊治療、不育症※24 治療に対する経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用を助成します。	健康増進課

※24 不育症:妊娠をしても、流産や死産をくりかえすことにより、結果的に子どもを授けられない状態のこと。

施策の方向(3) 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図ります。

具体的施策	取組内容	担当課
性感染症に関する知識の普及	各種広報媒体等を活用し、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康増進課
薬物、飲酒、喫煙等の健康被害の防止	広報・啓発活動や学習機会を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。また、飲酒・喫煙について、特に影響が大きい妊産婦や未成年者などを中心に、健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	生活安全課 健康増進課
子どもへの健康被害の防止	子どもの発達の段階に応じ、不健康やせ、飲酒・喫煙、薬物の乱用などの健康問題や妊娠、性感染症などの性に関する正しい情報を提供するとともに、健康管理ができるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実に努めます。	健康増進課 学校教育課

計画の指標

指 標		R2(2020)～ R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
40 歳以上の肥満者(BMI が 25.0 以上)の割合	男性	30.0%	15%以下
	女性	18.3%	15%以下
20 歳・30 歳代の女性のやせの人(BMI が 18.5 未満)の割合		25.9%	20%以下
がん検診受診率	子宮がん検診 (20～69 歳女性)	35.5%※ (20 歳以上女性)	50%
	乳がん検診 (40～69 歳女性)	40.2%※ (40 歳以上女性)	50%
特定健康診査受診率(40～74 歳)		35.6%	60%
ストレスをうまく解消できていると思う人の割合		71.7%	80%
喫煙率	成人 男性	20.9%	15%
	成人 女性	7.1%	4%
	妊婦	0.6%	0%

※R2(2020)～R4(2022)年度現状値は、対象年齢及び抽出方法が目標値と異なるため、参考値

重点項目9 男女共同参画の視点に立った地域防災

男女におけるニーズや困難の違いなど、多様なニーズに配慮するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、多様な主体の視点を取り入れた防災対策に取り組めます。また、消防職における男女共同参画を推進します。

現状と課題

- 防災分野では、東日本大震災などにおいて、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所運営等において男女のニーズの違いや安全に十分な配慮がされないなどの課題が生じました。
- 災害は、自然要因とそれを受け止める側の社会要因により、その被害の大きさが決まると考えられています。このことから、事前の備え、避難所運営、被災者支援等の防災・災害対策については、男女のニーズや困難の違い等、多様なニーズに配慮するため、防災や復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、地域防災力の向上を図るため、地域における防災活動の場への女性の参画促進に取り組むなど、多様な視点を取り入れる必要があります。

施策の方向(1) 防災等の災害対策における男女共同参画の促進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、多様な主体の視点を取り入れた防災対策に取り組めます。

具体的施策	取組内容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画促進	防災会議の委員等に女性を登用し、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映させるよう努めます。	防災危機管理課
自主防災組織の活動等への女性の参画の促進	防災に関する講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について啓発し、自主防災組織や避難所運営等への女性の参加促進を図ります。	防災危機管理課 人権推進課
女性等に配慮した防災対策の推進	女性や乳幼児、障害者、高齢者などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。	防災危機管理課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 健康増進課
市の消防職における男女共同参画の推進	下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、女性消防職員の増加を促進するため、女性が働きやすい設備が整ったことを広く周知し、女性受験者の確保に努めます。	総務課 消防本部

計画の指標

指 標	現状値	目標値
防災会議における女性の割合	27.5% R5(2023)年度	増加させる R9(2027)年度
消防団員における女性の割合	5.0% R4(2022)年度	増加させる R9(2027)年度
消防職採用試験における女性の受験者数	1人 R4(2022)年度	毎年度3人以上 R6(2024)～ R8(2026)年度

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる分野にわたり、市全体として男女共同参画の推進に向けた取組が必要であることから、市長を本部長として各部局長等で構成する庁内組織である「下松市男女共同参画推進本部」において、庁内の連携強化を図り、達成状況を点検しながら、関連施策を総合的かつ効果的に実施します。

2 下松市男女共同参画推進審議会

幅広い意見を反映したプランを策定し、施策を推進するため、団体や事業所の代表者等で構成する「下松市男女共同参画推進審議会」を設置し、調査・審議を行います。

3 国・県等との連携、市民や事業者等との協働

本プランの効果的な推進のため、国、県、他市町との連携や協力を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、市民、事業者、各種団体等と連携を図りながら施策を展開していきます。

女性活躍推進計画については、「下松市女性活躍推進協議会」と連携して施策を推進します。

4 指標一覧

基本 目標	重点 項目	指 標	現状値	R9(2027)年度 目標値
Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 あらゆる分野における女性の参画の拡大 決定過程への女性の参画の拡大 方針	審議会等委員の女性割合	28.6% R5(2023)年度	35%
		女性従業員の積極的な活用に取り組む事業所の割合	66.7% R4(2022)年度	75%
		男女の地位の平等感(政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	10.5% R4(2022)年度	増加させる
	2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	わかば(子育て支援センター)の年間利用者数	10,580 人 R4(2022)年度	15,000 人
		母子モ(電子母子手帳アプリ)の登録者数	1,062 人 R4(2022)年度	2,500 人
		待機児童数(4 月 1 日現在)	8 人 R4(2022)年度	0 人
		ファミリーサポートセンターの年間利用者数	1,788 人 R4(2022)年度	2,000 人
		放課後児童クラブ数	18 クラブ R4(2022)年度	21 クラブ
		男女の地位の平等感(就職の機会や職場において、平等と感じる人の割合)	19.2% R4(2022)年度	増加させる
		市内のやまぐち男女共同参画推進事業者	30 件 R4(2022)年度	38 件
		女性の労働力率 ※出典 国勢調査	47.4% R2(2020)年度	増加させる

基本 目標	重点 項目	指 標		現状値	R9(2027)年度 目標値
Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり	3 地域における男女共同参画の推進	地域活動の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)		34.8% R4(2022)年度	増加させる
		廃棄物減量等推進審議会における女性の割合		62.5% R4(2022)年度	現状維持する
		農業委員に占める女性割合		37.5% R5(2023)年度	増加させる
		下松市農政対策審議会委員に占める女性数		14.3% R5(2023)年度	増加させる
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成	男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	法律や制度の面で	33.4% R4(2022)年度	増加させる
			社会通念・慣習・しきたり	11.9% R4(2022)年度	増加させる
			社会全体	15.2% R4(2022)年度	増加させる
			家庭生活の中において	29.4% R4(2022)年度	増加させる
		固定的な役割分担意識(「夫は仕事、妻は家庭」という考えに賛成する人の割合)		25.0% R4(2022)年度	減少させる
		下松市男性職員の2週間以上の育児休業取得率		19% R4(2022)年度	100% R8(2026)年度
		下松市男性職員の子の出生後1年までの1か月超の育児関連休暇等の取得率		—	100% R8(2026)年度
	5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	学校教育の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)		55.1% R4(2022)年度	増加させる
		出前講座受講者数		1,317人 R4(2022)年度	2,500人 R7(2025)年度
		出前講座市民講師数		32人・団体 R4(2022)年度	40人・団体 R7(2025)年度
		生涯学習機会の充実施策に関する満足度		13.6% H31(2019)年度	20.0% R7(2025)年度

基本 目標	重点 項目	指 標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
目 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶	実際にDVを受けても相談しなかった人の割合	50.0%	減少させる
		市役所をDV相談窓口と認知している人の割合	30.4%	40%
		夫婦間や親しいパートナーとの間で「平手で打つ」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	82.5%	増加させる
		夫婦間や親しいパートナーとの間で「なぐるふりをして、おどす」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	76.9%	増加させる
		夫婦間や親しいパートナーとの間で「嫌がっているのに性的な行為を強要する」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	93.9%	増加させる
	7 みんなが安心して暮らせる社会づくり	地域包括支援センターにおける総合相談	928 件	1,000 件
		認知症サポーター	5,751 人	7,300 人

基本 目標	重点 項目	指 標		R2(2020)～ R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
目 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	8 生涯を通じた男女の健康の支援	40 歳以上の肥満者(BMI が 25.0 以上)の割合	男性	30.0%	15%以下
			女性	18.3%	15%以下
		20 歳・30 歳代の女性のやせの人(BMI が 18.5 未満)の割合		25.9%	20%以下
		がん検診受診率	子宮がん検診 (20～69 歳女性)	35.5%※ (20 歳以上女性)	50%
			乳がん検診 (40～69 歳女性)	40.2%※ (40 歳以上女性)	50%
		特定健康診査受診率(40～74 歳)		35.6%	60%
		ストレスをうまく解消できていると思う 人の割合		71.7%	80%
		喫煙率	成人男性	20.9%	15%
			成人女性	7.1%	4%
			妊婦	0.6%	0%
	9 男女共同参画の視点 に立った地域防災	防災会議における女性の割合		27.5% R5(2023)年度	増加させる
		消防団員における女性の割合		5.0% R4(2022)年度	増加させる
		消防職採用試験における女性の受験者 数		1人 R4(2022)年度	毎年度3人以上 R6(2024)～ R8(2026)年度

※R2(2020)～R4(2022)年度現状値は、対象年齢及び抽出方法が目標値と異なるため、参考値

5 具体的施策所管課一覧

基本 目標	重点 項目	施策の方向	具体的施策	担当課
Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 あらゆる分野における女性の参画の拡大 政策・方	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	人権推進課
				関係各課
				総務課
		(2)事業所、団体等における女性の活躍促進	事業所における女性の参画の促進	人権推進課
				産業振興課
		(3)女性の人材育成支援	地域における女性の参画の促進	人権推進課
			女性の意欲向上に向けた啓発	人権推進課
			女性の人材育成	人権推進課
				産業振興課
	2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	(1)仕事と生活の調和に向けた啓発	社会的気運の醸成	人権推進課
			事業所に対する普及啓発	産業振興課
				人権推進課
		(2)多様な選択を可能とする子育てや介護の支援	多様な保育ニーズへの対応	こども未来課
			子育て支援環境の充実	生涯学習振興課
				こども未来課
				こども家庭課
				学校教育課
				高齡福祉課
		(3)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	雇用の場における機会均等、格差是正の啓発	人権推進課
			職場における固定的性別役割分担意識の解消	産業振興課
				人権推進課
				産業振興課
			ハラスメントのない職場の実現に向けた啓発	総務課
				人権推進課
				産業振興課
		(4)多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援	女性の就労への支援	人権推進課
			女性の創業支援	産業振興課
				産業振興課

基本 目標	重点 項目	施策の方向	具体的施策	担当課
ア 男女が共に活躍できる地域社会づくり	3 地域における男女共同参画の推進	(1)地域活動における男女共同参画の推進	地域活動における男女共同参画の推進	人権推進課
			環境保全分野に関わる女性の参画の促進	環境推進課
			市民の地域活動への参画の促進	地域政策課 関係各課 生涯学習振興課
		(2)農山漁村における男女共同参画の促進	農林水産業における女性の参画の促進	農林水産課
				農業委員会
				産業振興課
イ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成	(1)人権を尊重する市民意識の醸成	人権を尊重する意識の醸成	人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課
			職員の意識啓発	総務課 人権推進課 生涯学習振興課
			関係機関等と連携した啓発及び人権相談の実施	人権推進課
		(2)男女共同参画に関する意識の啓発	男女共同参画意識の醸成	人権推進課 生涯学習振興課
			職員の男女共同参画意識の向上	総務課 人権推進課
			意識調査の実施	人権推進課
		(3)男性の男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識の解消	人権推進課
			男性を対象とした講座の実施	健康増進課 高齢福祉課
			家庭生活への参画についての理解促進	人権推進課 産業振興課
			市における男性職員の育児参加の促進	総務課

基本 目標	重点 項目	施策の方向	具体的施策	担当課
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進	男女共同参画意識の醸成	人権推進課
			男女平等の視点に立った教育	学校教育課
			進路指導の充実	学校教育課
		(2)国際理解及び交流の推進	国際規範・基準の浸透	人権推進課
			国際感覚を備えた人材育成及び相互理解の促進	地域政策課
				教育総務課 学校教育課
Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない基盤づくりの推進	あらゆる暴力を許さないための広報・啓発	人権推進課 こども家庭課
			DV 防止のための啓発の促進	人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課
				生活安全課
				生涯学習振興課 学校教育課
			メディア・リテラシーに関する啓発	生涯学習振興課 学校教育課
			青少年を守る良好な環境づくり	生涯学習振興課
			ハラスメントの防止対策の推進	総務課
				人権推進課 産業振興課 学校教育課
				生活安全課
			防犯対策の強化	生活安全課
		(2)相談・支援体制の充実	相談窓口の周知	人権推進課 関係各課 生活安全課
				人権推進課 関係各課
				市民課 生活安全課 こども家庭課
			相談体制の充実	人権推進課 関係各課 市民課 生活安全課 こども家庭課
				人権推進課 関係各課 市民課 生活安全課 こども家庭課
				人権推進課 関係各課 市民課 生活安全課 こども家庭課
				人権推進課 関係各課 市民課 生活安全課 こども家庭課

基本 目標	重点 項目	施策の方向	具体的施策	担当課
目 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶		DV 被害者等の安全確保	人権推進課
				市民課
				こども未来課
				こども家庭課
				学校教育課
				選挙管理委員会 事務局
				関係各課
		(3)被害者の自立に向けた支援	DV 被害者等の自立支援	人権推進課
				生活安全課
				住宅建築課
				こども未来課
				こども家庭課
				地域福祉課
				高齢福祉課
				障害福祉課
				健康増進課
				保険年金課
				学校教育課
				関係各課
			子どもの安全確保	人権推進課
				こども家庭課
				学校教育課
				生涯学習振興課
				関係各課
	7 みんなが安心して暮らせる社会づくり	(1)ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への支援	こども家庭課
		(2)困難な問題を抱えた女性や子どもへの支援	困難な問題を抱えた女性への支援	人権推進課
			児童虐待防止対策	こども家庭課 学校教育課
		(3)高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備	地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢福祉課
			生涯現役社会の実現に向けた取組	高齢福祉課
				健康増進課
				産業観光課
				地域交流課 生涯学習振興課
			障害のある人への支援	障害福祉課

基本 目標	重点 項目	施策の方向	具体的施策	担当課
目 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	7 みんなが安心して暮らせる社会づくり	(4)性の多様性に関する理解の促進	性の多様性に関する理解の促進	人権推進課
				生涯学習振興課
				学校教育課
	8 生涯を通じた男女の健康の支援	(1)生涯を通じた健康づくりの推進	健康づくり・食育の推進	健康増進課
			健康増進のためのスポーツの推進	地域交流課
			生涯に渡る女性の健康支援	健康増進課
			こころの健康づくりの支援	健康増進課
		(2)妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援	こども家庭課
			不妊治療等に対する支援	健康増進課
		(3)心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症に関する知識の普及	健康増進課
			薬物、飲酒、喫煙等の健康被害の防止	生活安全課
				健康増進課
			子どもへの健康被害の防止	健康増進課
				学校教育課
	9 男女共同参画の視点に立った地域防災	(1)防災等の災害対策における男女共同参画の促進	政策・方針決定過程への女性の参画促進	防災危機管理課
			自主防災組織の活動等への女性の参画の促進	防災危機管理課
				人権推進課
			女性等に配慮した防災対策の推進	防災危機管理課
				地域福祉課
				高齢福祉課
				障害福祉課
				健康増進課
			市の消防職における男女共同参画の推進	総務課
				消防本部

資料編

作成中